令和４年度　行政不服審査会の活動状況

目次

Ⅰ　諮問・答申の状況 1
１　諮問・答申の概況 1
２　新規諮問事件の状況 1
（１）審査関係人等の状況 1
①　審査庁 1
②　審査請求人 2
③　参加人 2
④　処分庁 2
（２）諮問月別件数 3
（３）審査請求から諮問までの期間 3
３　調査審議及び答申の状況 4
（１）部会開催回数 4
（２）調査審議における各種手続の実施状況 4
（３）調査審議期間等 4
（４）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの） 5
（５）答申における付言等 6
Ⅱ　審査会の運営等 7
１　総会の開催状況 7
２　行政不服審査交流会への参加 7
＜参考資料１＞行政不服審査会委員名簿（令和４年度） 8
＜参考資料２＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要 9
＜参考資料３＞答申における付言等の概要 16

Ⅰ　諮問・答申の状況

１　諮問・答申の概況

令和４年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、１０２件であり、その内訳は、前年度繰越事件が５件、新規諮問事件が９７件であった。これに対し、当審査会が令和４年度中にした答申は、８３件であり、そのうち、審査庁の判断を妥当としたものは７３件、一部妥当でないとしたものは２件、妥当でないとしたものは８件であった。

また、令和４年度は、諮問の取下げが１件あり、令和４年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、９件であった。

表１　諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度繰越件数(a)	新規諮問件数(b)	合計(a+b)	答申件数(c)					取下件数(d)	合計(c+d)	翌年度繰越件数(e)
					審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	2	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	0	7	97	8
平成31年度・令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	0	3	98	14
令和2年度	14	123	137	97	77	7	13	0	14	111	11
令和3年度	11	92	103	82	72	2	8	0	4	86	5
令和4年度	5	97	102	83	73	2	8	0	1	84	9
累　　計	60	607	667	503	428	17	58	0	31	534	69

（注）平成２９年度以降は、調査審議の手続の併合により、複数の諮問に対して１件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計（ａ＋ｂ）は、答申件数（ｃ）、取下件数（ｄ）及び翌年度繰越件数(e)の合計と一致しない。

２　新規諮問事件の状況

（１）審査関係人等の状況

①　審査庁

令和４年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図１のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の６１件であり、全体の約６３％を占めている。

図１　新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（令和４年度）

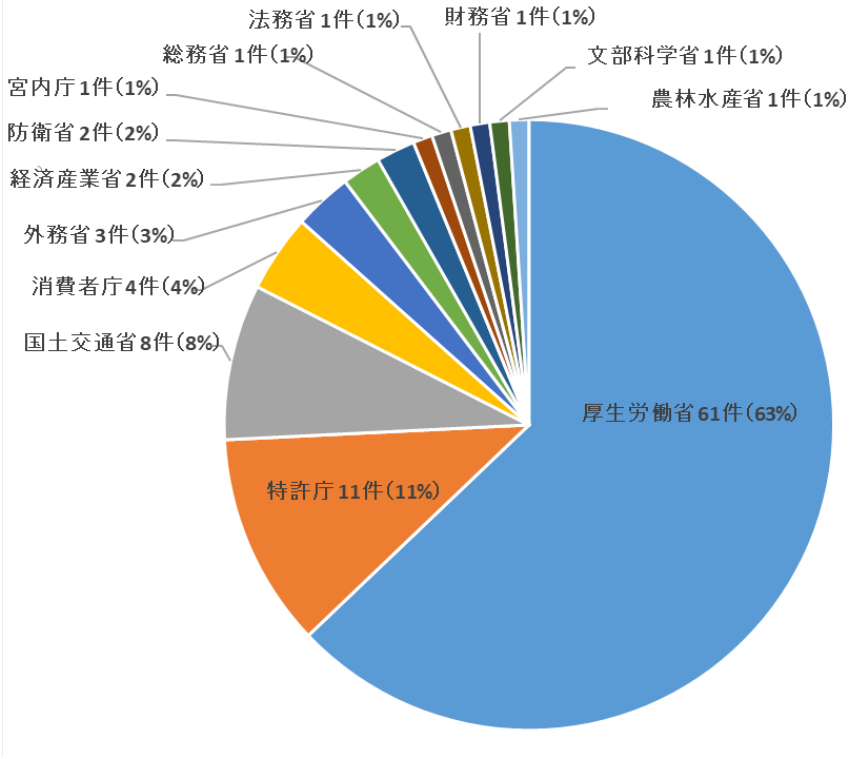

（注）%（パーセンテージ）の値は、四捨五入しているため、合計しても 100%にはならない。

② 審査請求人

令和４年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが９４件（個人５８件、法人３６件）、処分の名宛人以外の者であるものが３件（個人２件、法人１件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、３６件（３７％）であった。

③ 参加人

令和４年度の新規諮問事件について、参加人が参加した審査請求事件はなかった。

④ 処分庁

令和４年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが２９件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが４５件、地方公共団体の機関[1]であるものが１６件、独立行政法人であるものが５件、その他の法人（地方道路公社、日本行政書士会連合会）であるものが２件であった。

[1] 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法２５５条の２第１項）。

（２）諮問月別件数

令和４年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図２のとおりであった。

図２　新規諮問事件の諮問月別件数分布（令和４年度）

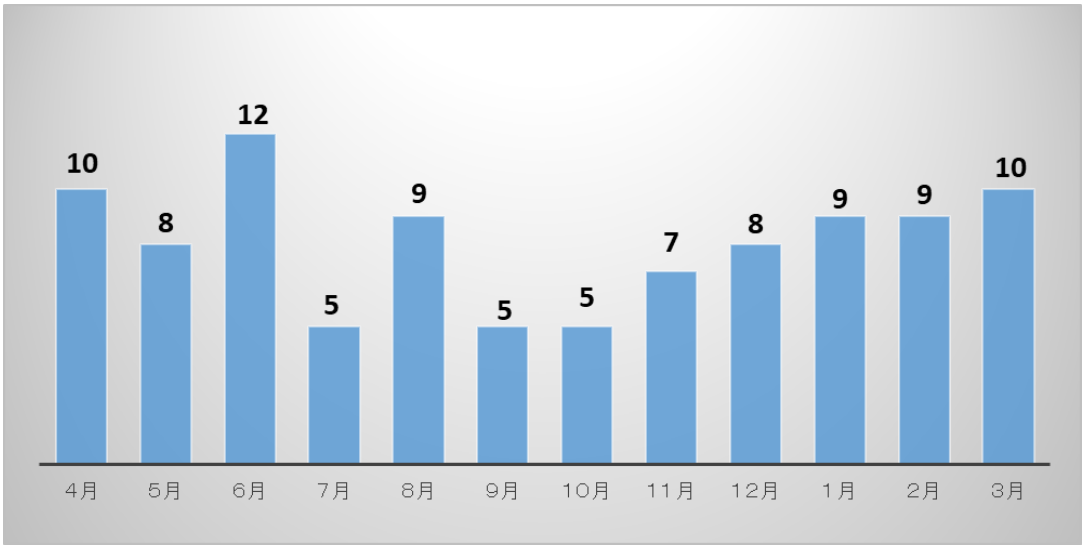

（３）審査請求から諮問までの期間

令和４年度の新規諮問事件について、審査請求日[2]から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図３のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（３の（５）参照）。

図３　審査請求から諮問までの所要月数の分布（令和４年度）

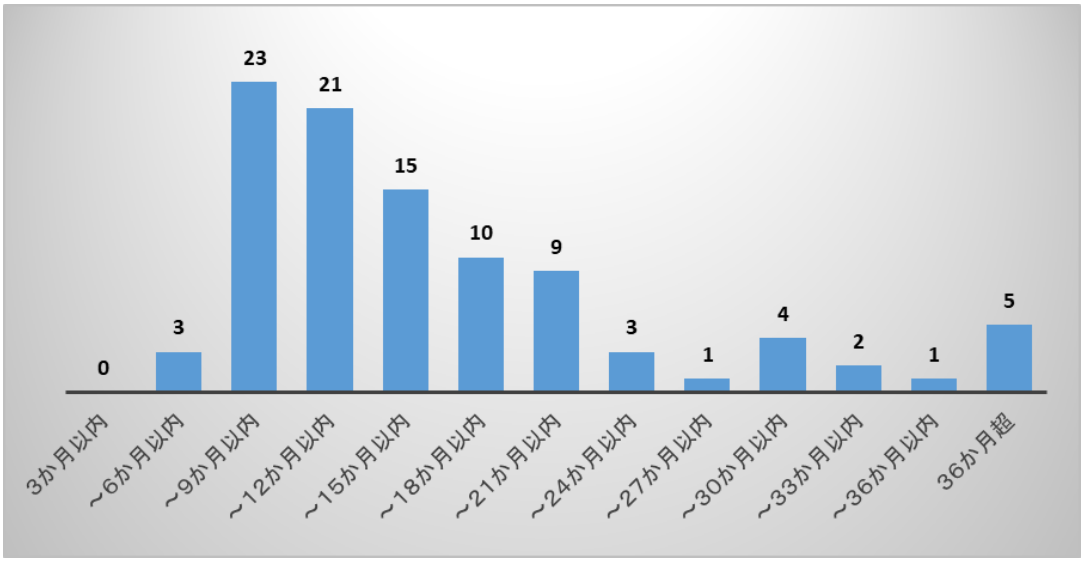

[2] 審査庁から提出された諮問書の別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

３　調査審議及び答申の状況

令和４年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

（１）部会開催回数

令和４年度の部会の開催回数は、第１部会が２８回、第２部会が３４回、第３部会が３６回であった。

（２）調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表２のとおりであった。令和４年度は、行政不服審査法７８条の規定に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が１２件あった。

表２　調査審議における各種手続の実施状況（令和４年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	12	0

（３）調査審議期間等

令和４年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図４、部会開催回数の分布は図５のとおりであった[3]。

図４　諮問事件の調査審議期間の分布（令和４年度に答申したもの）

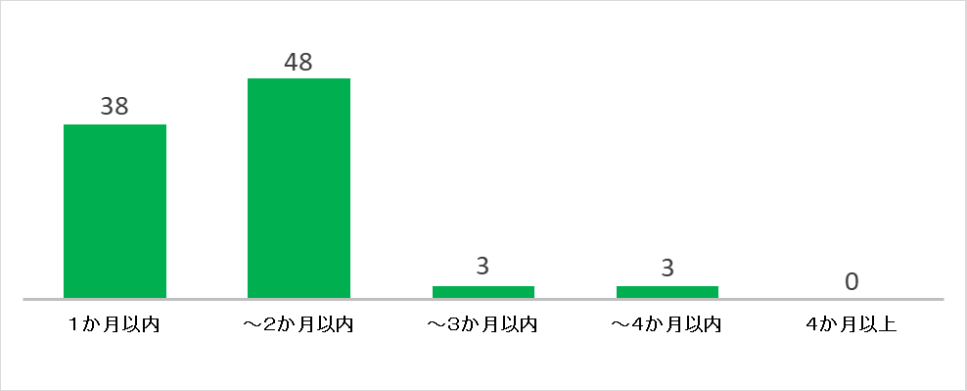

[3] 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図５　諮問事件の部会開催回数の分布（令和４年度に答申したもの）

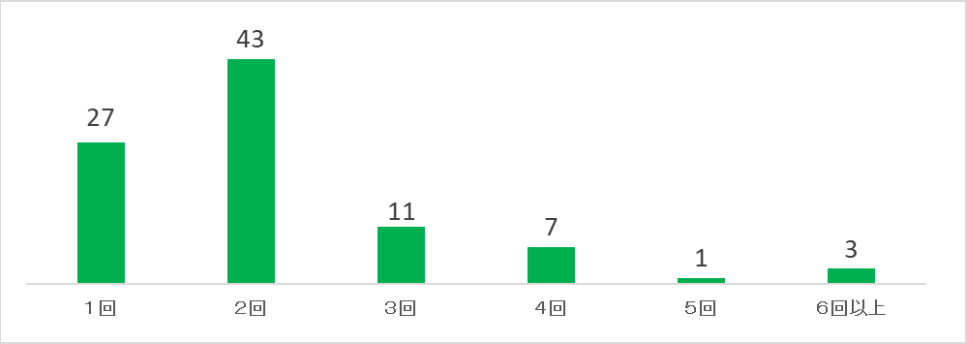

（４）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

令和４年度の答申８３件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたものは表３、一部妥当でないとしたものは表４のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料２のとおりである。

表３　審査庁の判断を妥当でないとした答申（令和４年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和４年度 答申第１２号	令和４年 ６月３日	厚生労働大臣	労働時間等に関する規定の適用除外不許可処分
令和４年度 答申第１５号	令和４年 ６月１０日	厚生労働大臣	最低賃金の減額の特例不許可処分
令和４年度 答申第３２号	令和４年 ８月４日	厚生労働大臣	平均賃金決定処分
令和４年度 答申第３４号	令和４年 ８月８日	外務大臣	退職手当支給制限処分
令和４年度 答申第４５号	令和４年 １０月１２日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分
令和４年度 答申第５８号	令和４年 １２月２３日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分
令和４年度 答申第７９号	令和５年 ３月１４日	厚生労働大臣	社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定
令和４年度 答申第８２号	令和５年 ３月２８日	国土交通大臣	河川区域内の土地の占用許可処分等

表４　審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（令和４年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和４年度 答申第１８号	令和４年 ６月２１日	特許庁長官	特許権の移転登録
令和４年度 答申第７８号	令和５年 ３月１４日	防衛大臣	退職手当支払差止処分

（５）答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

令和４年度は、８３件の答申中、３４件の答申において付言がされた[4]。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①行政処分の理由付記に関するもの（１９件）、②審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（７件）、③法令や通達等の見直しに関するもの（６件）、④不服申立ての教示に関するもの（５件）、⑤審査庁における審理の在り方に関するもの（４件）、⑥制度の周知に関するもの（４件）、⑦行政処分に要した期間に関するもの（２件）などであった[5]。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘（準付言）した答申もある。

令和４年度は、８３件の答申中、６１件の答申において準付言がされた。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①審査請求の審理期間に関するもの（５６件）、②審査庁における審理の在り方に関するもの（９件）、③行政処分に要した期間に関するもの（４件）、④行政処分の理由付記に関するもの（３件）、⑤制度の周知に関するもの（３件）、⑥法令や通達等の見直しに関するもの（２件）、⑦審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（１件）などであった[6]。

付言及び準付言の概要は、参考資料３のとおりである。

---

4 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

5 １件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

6 １件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

Ⅱ　審査会の運営等

１　総会の開催状況

令和４年度は、委員全員で構成される総会を３回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。

表５　総会の開催実績（令和４年度）

開催日		主な議題
第２３回	令和４年４月５日	・会長の互選 ・委員の交代 ・各部会に属すべき委員及び各部会長の指名 ・会長代理の指名
第２４回	令和４年１１月２４日	・行政不服審査会運営規則の改正
第２５回	令和５年３月２４日	・今年度の事件の処理状況

２　行政不服審査交流会への参加

令和４年１２月１２日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会がオンラインにより開催され、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

以　上

＜参考資料１＞行政不服審査会委員名簿（令和４年度）

部会	役職	委員	
第1部会	会長 部会長（常勤）	原　優	元名古屋高等裁判所長官
	委員	野口　貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	委員	村田　珠美	弁護士
第2部会	会長代理 部会長（常勤）	戸谷　博子	元東京高等検察庁検事
	委員	木村　宏政	行政書士
	委員	交告　尚史	法政大学法科大学院教授
第3部会	部会長（常勤）	三宅　俊光	元総務省行政管理局長
	委員	佐脇　敦子	弁護士
	委員	中原　茂樹	関西学院大学法科大学院教授

＜参考資料２＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r4.html

１　審査庁の判断を妥当でないとした答申（８件）

（１）【労働時間等に関する規定の適用除外不許可処分に係る審査請求事案】

本件各支配人の労働実態（実労働時間の合計）についての処分庁の認定には誤りがあるとする審査請求人の主張は、具体的であるし、その引用に係る資料に照らして、直ちに不合理なものと判断することはできない。

処分庁は、本件各支配人の実作業時間を実測することなく、本件各支配人が提出した各上申書に記載の実作業時間を根拠として本件各支配人の労働実態（実労働時間の合計）がいずれも８時間を超過していると認定しているから、この処分庁の認定が相当であるというためには、本件各支配人の労働実態に関する上記審査請求人の主張の当否について具体的に調査検討することが必要であるが、審査庁においてその調査検討がされた形跡は認められない。

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和４年度答申第１２号（同年度諮問第８号））

（２）【最低賃金の減額の特例不許可処分に係る審査請求事案】

まず、本件各支配人が本件許可基準に該当するか否かについて検討すると、審査庁は、実作業時間については、本件各支配人が申し立てている時間（８時間２５分、８時間１０分）を採用しながら、所定労働時間については、本件各支配人が申し立てている時間（２４時間）ではなく、審査請求人が申し立てている時間（１０時間）を採用しているが、その理由について全く説明をしていない。また、本件各支配人が提出した本件各上申書に記載の実作業時間には誤りがあるとする審査請求人の主張は、具体的であるし、その引用に係る資料に照らして、直ちに不合理なものと判断することはできない。

そうすると、本件では、本件各支配人の実作業時間の実測がされていないから、本件各上申書に記載の実作業時間を根拠として本件各支配人の労働実態（実作業時間の合計）がいずれも８時間を超過しているとの処分庁の認定が相当であるというためには、審査請求人の実作業時間に関する上記主張の当否について具体的に調査検討することが必要であるが、審査庁においてその調査検討がされた形跡は認められない。

次に、処分庁は、本件申請が包括申請の要件を満たしていないことも本件不許可処分の理由としている。

しかし、本件申請に係る許可申請書の添付書類によれば、本件各支配人の労働の態様が同一でないことは、本件申請を受け付けた時点において明らかであったということができる。

したがって、処分庁としては、本件申請を包括申請として受け付けることはできなかったし、処分庁が本件申請を包括申請として受け付けていないことは、処分庁が、その受付に際し、審査請求人に対して本件各支配人の許可内容が全て同一になることを説明していないことからも明らかである。そうすると、処分庁は、本件申請を包括申請として受け付けていないにもかかわらず、本件申請が包括申請の要件を満たしていないとして本件不許可処分をしたことになるが、本件不許可処分がこのような経緯でされたものであるか否かについて、審査庁において調査検討がされた形跡は認められない。

なお、審査請求人は、他の店舗についても本件申請と同様の申請をしているが、他の店舗については包括申請であることが問題とされたことがないにもかかわらず、本件店舗についてのみ包括申請であることが問題とされた理由が明らかではない。

しかし、この点についても、審査庁においてその調査検討がされた形跡は認められない。

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和４年度答申第１５号（同年度諮問第９号））

（３）【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

審査請求人の平均賃金額を決定するには、所定労働日数に関して、まずは、労働条件に関する客観的な資料である就業規則の有無及びその内容を確認した上で、本件会社にどのような根拠に基づいて平均賃金決定申請書を作成したのかを確認し、同申請書の記載内容の正確性を検討する必要がある。しかし、審査庁から当審査会に提出された事件記録中には、本件会社の就業規則そのものを確認したことを示す資料はなく、本件会社にどのような根拠に基づいて平均賃金決定申請書を作成したのかを確認したことを示す資料もない。審理員意見書においても、これらの点について検討した形跡はみられない。

そこで、当審査会が照会したところ、審査庁からの回答によれば、処分庁は、本件決定処分に当たり、本件会社の就業規則を取り寄せるなどしてその内容を確認していないとのことであり、また、本件会社の就業規則は、労働基準監督署長に対し、届け出られているとのことであった（そうすると、本件会社の就業規則が存在することは明らかである。）。

結局、審査庁（審理員）においても、就業規則の内容を確認することなく、本件会社にどのような根拠に基づいて平均賃金決定申請書を作成したのかを確認する

ことなく本件諮問に至ったのであるから、本件決定処分が適法かつ妥当であったかについて検討を尽くしていないといわざるを得ず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和４年度答申第３２号（同年度諮問第２９号））

（４）【退職手当支給制限処分に係る審査請求事案】

本件各非違行為に至った経緯について、審査請求人は、職務上の失敗により上司から激しい叱責を受けるなどして、善悪の判断がつかないほど精神的に追い詰められた状況であったなどと主張し、事件記録中の監察査察官による報告書には、審査請求人の精神状態が、本件各非違行為に及んだ頃に悪化していたことをうかがわせる記載がある。一方、審査庁（審理員）は、審査請求人が事理弁識能力の欠如が疑われるほどに重い精神疾患を患っていたことを示す証拠はなく、支給制限処分を軽減するべき事情に該当しないとしているが、その検討経緯は明らかでない。

事件記録中には、上記報告書及び審査庁（審理員）の主張以外に審査請求人の精神状態に関する資料は含まれておらず、①審査請求人の愁訴の内容や医師の具体的な診断内容、②仮に、審査請求人が何らかの精神疾患の診断を受けていた場合、その原因が審査請求人の主張するように職務に関連するものであるか、③仮に、②と同じく診断を受けていた場合、本件各非違行為に及んだことにそのことが影響しているか否か、などについて、処分庁又は審査庁（審理員）が、医学等の専門的な知見も踏まえるなどして調査・検討した形跡はない。したがって、現時点では、本件各非違行為に至った経緯について、処分の量定に当たり考慮すべき事由の有無を判断することは困難である。

以上によれば、審査庁は、審査請求人が明示的に争っている上記の点について、必要な調査・検討を行わないまま、本件諮問に至ったと言わざるを得ず、現時点では、本件各非違行為に至った経緯について、処分の量定に当たり考慮すべき事由の有無を判断することは困難であり、審査庁の判断は妥当であるとはいえない。

（令和４年度答申第３４号（同年度諮問第２５号））

（５）【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

事業活動が停止したかどうかは、労働者の雇用状況、取引やこれに伴う入出金等状況、その他会社としての具体的事業活動の状況等、事業主である会社全体としての活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

そして、その判断をするに当たっては、経営者的立場の者から必要事項を聴取することはもちろんであるが、聴取内容の裏付けとなる客観的資料を収集し、具体的な事業活動とその停止の状況や労働者の雇用状況ないし退職状況等を客観的資料をもとに検討し、事業活動の全体を総合的に評価して判断することが必要である。

本件会社が親会社の連結の範囲から除外されたことによって事業活動が停止し

たというのであれば、いかなる具体的な事業活動がどの時点で停止したのかを客観的資料をもとに認定する必要があるが、かかる調査はなされていない。

労働者がゼロになったことについては、本件代表取締役がその旨申し立てているもののこれを裏付ける客観的資料は記録中に存在せず、処分庁が労働者の退職状況等についての客観的資料を収集した形跡は見当たらない。

そして、そもそも本件代表取締役の申立書には、具体的な事業活動の停止状況は何ら述べられておらず、本件会社の具体的な取引等がいつ停止したのかは不明であり、本件会社の入出金状況も不明なままである。

一方で、本件会社は、宅地建物取引業の廃業届を届出の理由を「廃止」とし、届出事由の生じた日を令和２年１０月２６日として提出している。令和２年１０月２６日に廃業したというのでは、同年５月１９日までに事業活動が停止していたことと整合しないが、このことについて、「手続が遅れた」としか説明されていない。

以上によれば、本件会社が既に事業活動を停止していることは十分うかがわれるものの、令和２年５月１９日の時点で既に事業活動が停止していたと認定するには調査は不十分である。

しかも、処分庁は、事業活動が停止したことをもって直ちに退職となるかのような主張をしているが、単に事業活動を停止したというだけでなく、事実上の倒産の結果労働者の就労が不可能となったと評価できる時が退職日と認定すべきなのであり、この点の検討もされていない。

したがって、本件不認定処分は、必要な調査検討を尽くさないまま、審査請求人の退職日を令和２年５月１９日と認定して行われたものというほかなく、これを是認する審査庁の判断は妥当とはいえない。

（令和４年度答申第４５号（同年度諮問第４６号））

（６）【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

審査請求人が提出した戸籍によれば、弟は、死亡当時、０歳（７か月の乳児）であったことになる。そうすると、弟について戦闘参加行為があったか否かを問題にすることは、その年齢からして相当でないことは明らかである。すなわち、死亡した者が乳幼児であった場合には、その者による戦闘参加行為を観念することはできないことから、その者を戦闘参加者として認定することはできないのではないかということが問題となる。

そこで、そもそも、乳幼児を戦闘参加者として認定することができるか否かについて検討すると、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する書籍によれば、「昭和５５年以前は、戦闘参加の要請を認識できるのは６歳以上の者との判断から、６歳未満の者は戦闘参加者として処遇していなかったが、年齢により画一的に区切るのは実態に合わないので、沖縄の特殊事情に鑑み、その取扱いを緩和すべきとの国会での議論を踏まえ、昭和５５年から沖縄の戦闘参加者は年齢にかかわらず、その実態から判断する」こととされ、現在では、死亡した者が乳幼児であり、その者（乳幼児）

が母と行動を共にしていて死亡したという場合には、母が既に戦闘参加者として認定されているのであれば、その者（乳幼児）も、母と運命共同体にあったものとして、戦闘参加者として認定されるという運用がされている。

これを本件についてみると、母は、既に戦闘参加者として認定されているから、弟が母と行動を共にしていて死亡したと認められるのであれば、弟も戦闘参加者として認定されるということになる。したがって、本件においては、審査庁は、弟が乳児であったことに即して、弟が母と行動を共にしていたか否かという観点から調査検討をすべきであった。

ところが、審査庁は、死亡した者が乳幼児であった場合における戦闘参加者の認定に関する上記の運用について全く説明をしていないし、弟が戦闘参加者通知に定める戦闘参加行為により死亡したと認められるか否かという観点から本件却下処分の当否について判断をしているから、弟が乳児であったことに即した調査検討をしていないことが明らかである。

以上によれば、本件審査請求については、弟が乳児であったことに即した調査検討がされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和４年度答申第５８号（同年度諮問第６０号））

（７）【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

審査請求人は、本件申請と同日に障害補償給付の支給請求をし、本件諮問の前に本件障害給付決定がされていたことになるから、審査庁に対し諸点照会したが、本件障害補償給付決定の内容に言及することはなかった。

審査請求に対する裁決は、原処分の時点をもって判断することが原則ではある。他方、本件では、原処分の後に審査請求人の傷病に係る行政上の決定（本件障害補償給付決定）がされたのであって、審査請求人が当該決定後に改めて健康管理手帳の交付申請をしていないことも併せ考えると、被災労働者（審査請求人）の権利利益の保護のためには、当該決定をも踏まえ、本件不交付決定を撤回し交付を認めるべき事実がないかどうか本件審査請求の手続において検討することが当然に求められる。しかし、審査庁は、本件諮問に当たり、障害補償給付支給決定の有無を確認せず、当該支給決定の内容を踏まえた検討を全く行っていないのであるから、必要な調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和４年度答申第７９号（同年度諮問第８０号））

（８）【河川区域内の土地の占用許可処分等に係る審査請求事案】

本件審査請求の対象となっている処分は、①平成１９年権利譲渡承認処分、②平成３０年許可処分及び③令和２年許可処分である。

まず、上記①及び②の処分は審査請求期間を明らかに徒過しており、審査請求をすることはできない。審査請求人らは、これらの処分は無効なのであるから、審査請求期間の制限を受けないと主張しているが、審査請求手続によって不服申立てをするのであれば、審査請求期間内にしなければならない。

この点につき、審査庁の判断は審理員意見書と異ならないとしているところ、審理員意見書では上記①及び②の処分についても処分は有効であるとの判断を示した上で全部の処分について審査請求を棄却すべきであるとしている。その一方で、審査庁が本件諮問後に提出した主張書面においては、「審査請求期間を経過した処分については審理対象ではない」としており、結局いかなる判断をしているのか不明である。

いずれにせよ、審査請求期間が徒過している処分に係る審査請求について却下ではなく棄却するとする審査庁の判断は妥当ではない。

次に、上記①、②及び③のいずれの処分も審査請求人らの申請があり、申請どおりに承認又は許可が行われているので、審査請求期間内に不服申立てを行った上記③の処分についても、そもそも審査請求人らに不服申立て資格があるのかが検討されなければならない。

不服申立てができる「処分に不服がある者（行政不服審査法２条）」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者をいうと解される。

本件においては、これらの処分により、審査請求人らのいかなる権利若しくは法律上保護された権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあるといえるのかについて検討する必要がある。

審査庁の諮問説明書には、この点について検討を行った形跡はない。

本件諮問後に提出された主張書面においても、これらの処分によって審査請求人らのいかなる権利若しくは法律上保護された利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると判断しているのかは不明確である。

審査庁は、審査請求人らの不服申立て資格について調査検討し明確に説明すべきであるのにそれをしないまま本件審査請求を棄却するべきであると判断しており、この点において妥当ではない。

以上によれば、平成１９年権利譲渡承認処分及び平成３０年許可処分に係る審査請求について、審査請求期間を徒過しているにもかかわらず、却下ではなく棄却するとし、また、令和２年許可処分に係る審査請求について、審査請求人らの不服申立て資格の有無についての検討を欠いたまま棄却すべき旨の結論に至っている審査庁の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

（令和４年度答申第８２号（同年度諮問第８６号））

２　審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（２件）

（１）【特許権の移転登録に係る審査請求事案】

本件移転登録には、手続的な瑕疵があったと言わざるを得ないが、そうであったとはいえ、一旦本件特許権の移転登録がされた後においては、特許庁長官の関与は限定されており、本件移転登録の抹消又は維持は、譲渡事実についての当事者間の合意又は訴訟の結果によって決せられるべきものであって、本件審査請求において決せられるべきものではなく、本件移転登録は違法又は不当であるから取り消すべきであるとは認められないので、本件審査請求は理由がないものとして棄却すべきである。したがって、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、本来すべきであった審査をしていないのであるから、審査庁が、本件移転登録申請に不備はなく、審査請求人が上申書で指摘した事情を審査する義務があるものとはいえないとしているのは妥当ではない。

（令和４年度答申第１８号（令和３年度諮問第８８号））

（２）【退職手当支払差止処分に係る審査請求事案】

本件支払差止処分は、国家公務員退職手当法（以下「退職手当法」という。）１３条２項１号を根拠としているものの、客観的には、同条１項１号（在職中の起訴）の要件に該当することは明らかである。本件起訴の事実は既に本件処分書の理由欄に記載されていることであるから、これに同号を適用すれば、審査請求人の退職手当の支払を差し止める処分をすることとなるので、本件支払差止処分は結果として適法なものといえる。

審査庁（審理員）は、退職手当法１３条１項１号によると判断して本件支払差止処分は妥当とするが、本件支払差止処分時の根拠条項（同条２項１号）ではなく、処分庁が弁明書で差し替えた同条１項２号でも同条２項２号でもない条項を根拠にしているにもかかわらず、審査請求人に改めて反論する機会を与えていない。審査庁（審理員）は、処分の根拠条項を自ら変更して審査請求を判断するに当たって、不意打ちとならないよう審査請求人に改めて反論の機会を与えるべきであったと言わざるを得ない。そして、それをすることなく、審査庁が本件諮問に至ったのは妥当とはいえない。

（令和４年度答申第７８号（同年度諮問第８４号））

＜参考資料３＞答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r4.html

１　付言

（１）行政処分の理由付記に関するもの（１９件）

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件不交付決定に付された理由は、「対象者の要件である、「業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛（末梢神経の損傷に起因するＲＳＤ及びカウザルギーによる激しい疼痛等）が残存する方で、労働者災害補償保険法による障害等級第１２級以上の障害（補償）給付を受けている方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方」に該当しないため。」というものである。

この理由の記載では、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」、「障害等級第１２級以上の者」、「医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者」のいずれに該当しないのかが示されていない。また、かかる記載だけでは、本件不交付決定の理由を具体的に理解するのは困難であり、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、同要件をそのまま記載するだけではなく、その意味するところを分かりやすく説明した上で、該当しないとする理由を分かりやすく説明するべきであるし、「障害等級第１２級以上の者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、審査請求人の障害等級は併合第１０級と認定されているのだから、神経症状については第１２級以上との要件に該当しないことについても分かりやすく説明するべきである。

（令和４年度答申第７４号（同年度諮問第７９号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第７号（同年度諮問第１０号）、令和４年度答申第７１号（同年度諮問第６８号）、令和４年度答申第７２号（同年度諮問第６９号）、令和４年度答申第７３号（同年度諮問第７７号）及び令和４年度答申第７９号（同年度諮問第８０号）がある。

②【退職手当支給制限処分に係る審査請求事案】

本件支給制限処分に係る退職手当支給制限処分書の「国家公務員退職手当法施行令第１７条で定める事情に関し勘案した内容についての説明」欄（以下「本件説明欄」という。）の記載は、本件懲戒免職処分に係る処分説明書の「処分の理由」欄の記載とほとんど同じである。すなわち、処分庁は、本件説明欄において、国家公務員退職手当法の運用方針第１２条関係の２号に定める事情（「当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度」）については、詳細な説明をしているが、同条関係の３

号から７号に定める各事情については、単に「特に参酌すべき情状は認められない」と記載するにとどまり、個別に説明をしていない。しかし、これでは、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令が別記様式第一として退職手当支給制限処分書の様式を定め、その様式の中に「国家公務員退職手当法施行令第１７条で定める事情に関し勘案した内容についての説明」欄を設けた趣旨に適合していないといわざるを得ない。

本件説明欄には、処分庁が弁明書に記載した個別事情（弁明書の「また、国家公務員退職手当法施行令第１７条で定める事情に関して個別に勘案すると」以下に記載した１から６までの個別事情）を記載すべきであった。処分庁においては、今後の運用を改善されたい。

（令和４年度答申第４８号（同年度諮問第５０号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第３４号（同年度諮問第２５号）がある。

③【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件の不支給決定通知書には、支給しない理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が８割未満であったため」と記載されているが、これまで当審査会の答申において付言で再三指摘してきたように、かかる記載では不支給の理由が「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため」なのか「やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が８割未満であったため」なのか明確ではなく、理由の記載方法として不適切である。適切な記載を徹底することが求められる。

さらに言うならば、不支給の理由としては、やむを得ない理由による欠席がある場合の受講日数の計算について、求職者支援規則（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則）に定められた計算方法と本件での出席日数を示した計算式が理由として不支給決定通知書に記載されているのが望ましく、かかる記載方法についても検討することが求められる。

（令和４年度答申第６４号（同年度諮問第６７号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第５４号（同年度諮問第５６号）がある。

④【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の通知の備考欄には、「請求のあった遺族補償年金請求について、業務上疾病と診断できず、不支給となったため。」と記載されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、処分庁が本件労働者の死亡について業務との相当因果関係を認めていないことを審査請求の理由としているが、本来、労働者の死亡につ

いての業務との相当因果関係の有無は、本件不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、本件遺族補償年金等不支給決定に対する審査請求の手続で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法１条）にも資することになると考える。

（令和４年度答申第６５号（同年度諮問第７３号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第１３号（同年度諮問第６号）がある。

⑤【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の通知書には、その理由として、「死亡者　A様は、過去において「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく弔慰金請求が「死亡の原因は在職中の公務に起因し、もしくは事変勤務に関連する傷病によるものとは認められない」ことを理由に昭和５２年４月１８日付けで却下裁定されております。したがいまして、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」と記載されている。そして、処分庁の弁明書にも、本件却下処分について、母Cがした過去請求について却下裁定がされ、父Aに係る弔慰金が支給されていないことから、審査請求人がした本件請求を却下したとの弁明がされている。

しかし、母Cがした過去請求について却下裁定がされていることをもって、直ちに審査請求人がした本件請求が却下されることになるわけではないから、本件却下処分の通知書の上記の記載は、相当とはいえない。本件却下処分の通知書には、過去請求について却下裁定がされた理由も言及されているから、処分庁としては、当該理由が本件請求についても妥当することを述べようとしたものと善解することができないわけではないが、善解しなければその趣旨が明確でない理由の提示の仕方は、改善する必要がある。

以上によれば、本件却下処分の通知書には、その理由として、「父Aは、軍人であったが、昭和１３年１１月に除隊となり、昭和４５年６月に死亡しているところ、その死亡の原因は、昭和４０年２月に発病した精神分裂病であるから、父Aは、軍

人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができない。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないため、審査請求人は、特別弔慰金を受ける権利を有しない。」という内容を記載すべきであったと考える。

（令和４年度答申第２３号（同年度諮問第２４号））

⑥【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件決定が通達に従って算定された妥当なものであるとしても、本件決定通知書にはその算定方法は何も説明されておらず、審査請求人が算定の考え方や方法を理解することは困難である。

平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ審査請求人の利益が損なわれるものである。平均賃金がどのような考え方に基づいて算定されたのかが審査請求人に理解できるように、決定通知書において分かりやすく説明することが望まれる。このことは従前の当審査会の答申（令和２年度答申第３９号及び同年度答申第５９号）においても指摘しているところであり、説明の記載について検討されたい。

（令和４年度答申第２６号（同年度諮問第２７号））

⑦【和歌山県漁業調整規則４８条１項に基づく停泊命令に関する審査請求事案】

本件命令通知書には、本件停泊命令の根拠法令及び本件停泊命令の原因と認定された事実についての記載に不十分な点がある。また、不利益処分について処分基準が定められている場合には、処分基準の適用関係を示すことが望ましいが、本件命令通知書には、本件の処分基準である、本件処分方針の適用関係が明示されていなかった。

処分庁においては、今後、行政手続法１４条１項の求める理由提示の趣旨（行政庁の恣意の抑制及び名宛人の不服申立ての便宜）を十分に踏まえて、停泊命令の通知書に、根拠法令とともに、停泊命令の原因としてどのような事実を認定したかを明示することが必要であり、また、本件処分方針の適用関係等を適切に記載して、処分の名宛人にとって理解しやすい具体的な理由を提示することが望まれる。そして、そうすることは、審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法１条参照）にも資することになる。

（令和４年度答申第３９号（同年度諮問第１９号））

⑧【外国法事務弁護士となる資格の承認申請不承認処分に係る審査請求事案】

本件処分の理由の提示は、違法又は不当とまではいえないものの、不承認通知書には、「法（注：外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）１０条第

１項第１号の基準に適合すると認められません。」と判断した基礎となる事実は具体的には記載されておらず、審査請求を経て提出された弁明書や審理員意見書においてようやく、職務経験期間として申請のあった期間について、職務経験として認定できる期間（４１７日間及び１６７日間）及び、職務経験として認定できない期間（３７５日間及び７５８日間）とその理由が示されている。本答申を経て作成される裁決書においても、そうした事項が示されることはもちろんのことであるが、上記特別措置法が、承認の基準として年限を３年以上と明示して職務経験を求め、申請に際して具体的に職務経験期間等を記載した申述書を提出させることからすれば、不承認通知書において、処分の理由として、該当条文の規定とともに、職務経験として認められない期間及びその理由が示されることが基本であり、処分庁は、今後、改善すべきである。そして、そのことは、審査請求人が求めているところの、今後どの程度の期間、どのような職務経験を積めばよいかの理解に資することとなる。

（令和４年度答申第５１号（同年度諮問第３４号））

⑨【一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の令和３年８月６日付け通知書には、道路運送法１５条２項において準用する同法６条１号及び２号に適合しないため却下するとした上で、その理由として、「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」（以下「本件許可審査基準」という。）の記２．（１）並びに記３．（６）①及び②に適合する客観的な挙証がなされていない旨が記載されており、さらに、同日付けのＡ運輸局自動車交通部長名義の書面には、本件却下処分に当たり上記基準に適合する客観的な挙証がなされていないと判断した具体的な理由が記載されている。

申請者は、この二つの書面を併せ見ることで、本件却下処分の理由を具体的に了知することができるのであるが、本来、処分の理由を提示すべき主体は処分庁であるし（行政手続法８条１項）、理由を提示する書面が２通に分けられていることは申請者にとって分かりやすいものとはいい難い。今後、処分庁が同種の処分をする際には、処分庁の一の書面をもって理由を提示することが求められる。

また、上記の通知書及び書面には、上記のとおり本件却下処分の理由として本件許可審査基準が示されているが、本来、本件変更認可申請に係る審査基準は、「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」であって、これにおいて準用する本件許可審査基準を適用した結果であることは明示されていない。処分庁は、今後、処分の理由として審査基準の適用関係を正確に示す必要がある。

（令和４年度答申第５２号（同年度諮問第４３号））

⑩【労働者災害補償保険法３１条１項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

本件各徴収決定の通知書には、本件各徴収決定の理由として、審査請求人が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）３１条１項１号の規定に該当すること及び費用徴収率が４０％であることが記載されているだけであり、これらの記載だけでは、審査請求人は、労災保険法３１条１項１号の重大な過失があると認定された根拠（理由）を理解することができないから、これらの記載は、行政手続法１４条１項が求めている理由付記として十分であるとはいえない。

費用徴収制度は、運用通達に従って運用されているのであるから、審査庁においては、運用通達が分かりやすい内容のものとなるように、その見直しを速やかにするとともに、都道府県労働局長に対し、労災保険法３１条１項１号の規定に基づく費用徴収決定をするときは、当該費用徴収決定の通知書において、見直し後の運用通達の内容を引用しつつ、同号の規定に該当する根拠（理由）を具体的に付記するように指導されたい。

（令和４年度答申第７７号（同年度諮問第８１号及び第８２号））

⑪【退職手当支払差止処分に係る審査請求事案】

本件処分書には、「退職手当法（注：国家公務員退職手当法）第１３条第２項の規定により」退職手当の額の支払を差し止めると記載されているが、同項には１号と２号があり、この文言では、処分の根拠が同項のどちらの号になるのか処分の名宛人（審査請求人）は理解することができない。本件処分書の裏面の理由欄の表題と同項１号及び２号の文言とを比較参照して判別することができる状況であるが、処分の根拠条項をその名宛人に対して提示することは、法律に基づく行政（行政処分）の観点から、処分を行う上で最も基本かつ重要である。国家公務員退職手当法１３条１項各号及び２項各号による処分に係る様式は、処分の根拠条項の記載を含めて、様式省令２条１項から３項までにおいて別記様式第３から第５までとして定められており、審査庁は、様式省令を所管する部署と連携するなどして、改善する必要がある。

（令和４年度答申第７８号（同年度諮問第８４号））

（２）審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（７件）

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】

本件では、本件支給要領（アフターケア通院費支給要綱）の２にいう「当該傷病の症状に適したアフターケア実施医療機関」が審査請求人の住居地と同一の市町村内に存在するか否かを判断するため、審査請求人が本件病院で受けたアフターケアの措置の内容を検討するとともに、当該措置が整形外科であれば一般に可能であるか否かを検討すること（以下これらの検討を「アフターケアの措置の検討」という。）が必要になる。審査庁は、「審査請求人の住居地には、整形外科を標榜する労災指定医療機関が複数存在し、これらの医療機関が審査請求人の症状の措置に適していな

いと認めるに足りる事情はない」との判断を示しているから、アフターケアの措置の検討をしているものと考えられるが、本件諮問に当たり、上記判断の裏付けとなる資料（すなわち、アフターケアの措置の検討に必要な資料）を提出しなかったため、当審査会は、審査庁に対し、当該資料の追加提出を求めなければならず、審査庁から当該資料が追加提出されるまで、本件の調査審議の手続を進めることができなかった（なお、当審査会は、本件と同種の事案に係る審査請求事件（令和４年度答申第３号）においても、審査庁が、その諮問に当たり、アフターケアの措置の検討に必要な資料を提出しなかったため、審査庁に対し、当該資料の追加提出を求めた経緯がある。）。

したがって、審査庁においては、今後、本件と同種の事案に係る審査請求事件について諮問をするに当たっては、アフターケアの措置の検討に必要な資料がそろっているか否かについて十分に確認されたい。

（令和４年度答申第１７号（同年度諮問第１７号））

②【限定旅券発給処分に係る審査請求事案】

審理員は、審理員意見書の「事案の概要」において、審査請求人が本件申請書の「刑罰等関係欄」中の項目１（「外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。」）に「はい」と記入したことから、その点について審査請求人から事情を聴取したところ、審査請求人は、①Ａ国の裁判所において、Ｃ罪により有罪判決（懲役ａ月、罰金ｂ） に処せられた上、②刑期満了後に国外退去強制処分が宣告され、退去強制処分（１０年間の再入国禁止措置あり）により帰国した旨説明したと記載した上で、審査請求人が上記「刑罰等関係欄」中の項目１に「はい」と記入したことについて詳細を説明した資料として、本件説明書を提出している。そして、審査庁は、本件諮問に当たり、諮問説明書において審理員意見書をそのまま引用している。

しかし、本件説明書には、上記①の事実は記載されているが、上記②の事実は記載されていない。すなわち、本件説明書には、退去強制処分についての記載は一切なく、再入国禁止措置の有無については「不明」と記載されている。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記②の事実を確認することができる資料の追加提出を求めたところ、審査庁から提出されたのは、審査請求人の説明を録取した書面ではなく、審査請求人に対する有罪判決についてのＡ国の裁判所の刑事判決書と再入国禁止に関するＡ国の法律の規定（Ａ国Ｉ法ｃ条）であった。これらの追加資料によれば、審査請求人は、Ａ国の裁判所において、有罪判決に処せられるとともに、国外退去を宣告されたのであって、刑期満了後にされたのは退去強制処分の執行であること、また、審査請求人に対する１０年間のＡ国への再入国禁止は、上記退去強制処分に付された措置ではなく、上記Ａ国の法律の規定によるもの（退去強制処分を受けたことの法的効果）であることが明らかとなった。

そうすると、審査庁は、審査請求人が上記②の事実について説明したとの審理員

意見書の記載が不正確であるにもかかわらず、その点を看過したまま本件諮問をしたことになる。審査庁においては、審理員が審理員意見書において認定した事実についてその根拠となる資料があるか否かをしっかり検討した上で、諮問をする必要がある。

（令和４年度答申第２８号（同年度諮問第３０号））

③【和歌山県漁業調整規則４８条１項に基づく停泊命令に関する審査請求事案】

審理員意見書には、裁決書の記載事項（行政不服審査法５０条１項各号）に対応して、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示（論点整理）した上で、審査請求に対する結論（裁決の主文に対応するもの）及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載することが求められている（総務省行政管理局「行政不服審査法　事務取扱ガイドライン」（本文編）１１１頁及び（様式編）様式例第７４号参照）。これは、諮問説明書についても、同様である。

本件では、処分庁は本件に適用される関係法令等について正確な理解を欠いたまま本件停泊命令及びこれに先立つ聴聞（本件聴聞）を行っているが、審理員意見書及び諮問説明書においては、本件停泊命令の根拠法令や本件聴聞の手続の根拠法令について、明示的に、処分庁の誤認を指摘し、あるいは、聴聞報告書の記載自体を行政手続法の規定に照らして評価した記載などは見当たらず、甚だ不十分な内容であるといわざるを得ない。

審査庁（審理員）においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、諮問に係る事件の事実関係、適用される関係法令の規定を適確に記載し、原処分における法令の適用について不適切な点がある場合には、その点の説明及び評価した結果を記載するよう留意されたい。

（令和４年度答申第３９号（同年度諮問第１９号））

④【労働者災害補償保険法３１条１項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があり、中でも、当該処分の通知書は、当該処分の適否を判断するために必要不可欠な資料であるから、当然提出すべきものであるが、審査庁は、本件各諮問に当たり、本件各審査請求に係る処分（本件各徴収決定）の通知書を提出しなかった。また、審査庁は、本件各徴収決定の適否を局長通達及び課長通達に従って検討しているから、本件が送検事例であることが分かる資料も当然提出する必要があるが、審査庁は、本件各諮問に当たり、この資料も提出しなかった。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、上記資料を含む不足資料の追加提出を求めなければならず、審査庁からそれらの資料が追加提出されるまで、本件の調査審議の手続を進めることができなかった。

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かをしっかり確認されたい。

（令和４年度答申第４７号（同年度諮問第４８号及び第４９号））

⑤【外国法事務弁護士となる資格の承認申請不承認処分に係る審査請求事案】

本件諮問に当たり、諮問書には、本件申請に係る申請書及びその添付書類の写しが添付されていなかった。当審査会が、処分庁がいかなる申請に対して本件処分をしたのかを把握するには、審査請求人が審理過程において提出した反論書に添付した、処分庁の受付印のない申請書等の写しによるほかなく、念のため、これらと処分庁が受け付けた申請書等とが同一のものか審査庁に対し確認したところ、審査庁は、過不足があるとして処分庁が受け付けた申請書等の写しを提出した。不足していた資料の中には、例えば、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法８条の欠格事由に該当しない旨並びに１０条２号イからニまでの基準に適合している旨及び同条３号の誠実に職務を遂行する意思を有する旨を誓約する書面がある。これらの資料が添付されていないと、処分庁が本件申請の基準適合性をいかにして判断したのか確認することができないばかりか、本件申請が基準に適合していないとの誤った結論を誘引しかねず、審査庁の本件諮問に係る対応は不適切であるといわざるを得ない。今後、審査庁は、諮問に当たり、必ず、諮問書に処分庁が受け付けた申請書及びその添付書類の写しを添付する必要がある。

（令和４年度答申第５１号（同年度諮問第３４号））

⑥【外国人の技能実習に係る監理団体の許可取消処分に係る審査請求事案】

審査庁は、当審査会に本件諮問をするに当たり、その経緯を認定するのに必要な資料（上記「事案の経緯」の各項末尾に掲記した各申請書、実地検査調査票及び実地検査報告書、聴取書、各進達書、聴聞通知書、聴聞報告書及び聴聞調書）を提出しなかった。そこで、当審査会は、審査庁に対し、上記資料の追加提出を求めなければならず、審査庁からそれらの資料が追加提出されるまで、本件の調査審議の手続を進めることができなかった（なお、当審査会からの上記求めに応じて審査庁から提出された資料の中には、鏡文とその添付書類が対応していないものがあったほか、審査庁において保有していないとして提出されないもの（しかし、当該資料は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が作成したものであるから、機構から取り寄せれば提出することができるものである。）があったため、当審査会は、審査庁に対し、再度、それらの資料の追加提出を求めなければならなかった。）。

審査庁においては、当審査会に諮問をするに当たっては、諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料（事案の経緯を認定するのに必要な資料を含む。）が十分にそろっているか否かをしっかり確認した上、当該資料を整理して提出されたい。

（令和４年度答申第７０号（同年度諮問第７０号、第７１号及び第７２号））

⑦【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

当審査会に提出された本件に係る事件記録の写しのうち、審査請求書の別紙とされる「審査請求の理由」と題する資料には、審査請求書の「５.審査請求の理由」欄に記載の本件審査請求の理由とは全く異なり、明らかに別事件のものと思われる理由が記載されていた。その経緯を審査庁に照会したところ、編綴誤りであるとのことであった。

審査請求書は、審理員の行う審理手続においても、当審査会の調査審議においても、審査庁の行う裁決においても、その前提、基礎となる最も重要なものであり、行政不服審査法は、審査請求書を含む事件記録は、審理員から審査庁へ、審査庁から当審査会へ、それぞれ提出しなければならないと規定する（４２条２項及び４３条２項)。審査請求書の編綴に誤りがあってはならないのは当然であり、審査庁（審理員）は、今後の諮問に当たり、審査請求書を始め事件記録に誤りのないようにすべきである。

（令和４年度答申第７２号（同年度諮問第６９号))

（３）法令や通達等の見直しに関するもの（６件）

①【特許料等追納手続却下処分に関する審査請求事案】

本件却下処分の通知書には、注書きとして「なお、過誤納の特許料７１，４００円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分の謄本の送達があった日から６月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。過誤納の特許料の返還については、特許法上、①納付した日から１年を経過した後は請求することができない（１１１条２項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては２月）以内でその期間の経過後６月以内にその請求をすることができるとされている（同条３項）。審査請求人が本件追納手続により特許料を納付したのは令和元年７月２５日付けであり、上記の通知書（令和３年４月８日付け）によって請求により返還する旨を示したときには、納付の日から既に１年以上経過していることになる。そうすると、特許法の規定の文言によれば、上記②に該当しない限り、上記①により返還を請求することはできないのは明らかである。しかし、上記の通知書の記載をみると、本件却下処分の謄本の送達があった日から６月以内であれば請求することができると解され、こうした取扱いは、処分庁が、方式審査を統一的、迅速・的確に行うために作成している方式審査便覧に即したものとなっている。本来は特許法の規定どおりに取り扱うべきものであるが、本件には、本件追納手続の適法性が争われている最中に、上記①の「納付した日から１年」が経過してしまったという事情があり、仮に処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

（令和４年度答申第２号（令和３年度諮問第８３号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第５６号（同年度諮問第５３号）がある。

②【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定通知は、本件支給要綱（労災就学等援護費支給要綱）が不支給理由を付記することを求めている様式（「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第２号））ではなく、労災保険年金・一時金業務システムを用いて作成する場合の様式（平成２３年３月３１日付け基発０３３１第３号厚生労働省労働基準局長通達「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）」によるもの）が使用されている。当該様式には、備考欄はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていないところ、仮に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が、理由を口頭で説明するのではなく、理由を本件不支給決定通知に記載する契機となったと考えられることから、様式を改正する必要がある。実際、本件不支給決定と同日にされた本件遺族補償年金不支給決定においては、その通知書に理由欄が設けられており、そこには、理由が記載されている。また、当該様式は、上記のとおり、本件支給要綱において理由を付記することを求めている様式とは異なるものであることから、当該様式を用いた場合でも確実に理由が付記されるよう、本件支給要綱を改正して当該様式に言及し、処分をする部署に徹底しておく必要がある。

（令和４年度答申第１３号（同年度諮問第６号））

③【労働保険の保険料の徴収等に関する法律２１条１項に基づく追徴金の徴収決定に係る審査請求事案】

本件各認定決定及び本件各徴収決定に係る各労働保険料認定通知書は、処分庁が、審査請求人に対し、本件各認定決定及び本件各徴収決定をしたことを通知した書面である。これらの労働保険料認定通知書には、本件各認定決定の根拠規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労働保険料徴収法」という。）１９条４項）は記載されているが、本件各徴収決定の根拠規定（労働保険料徴収法２１条１項）は記載されていない。根拠規定が異なる二つの処分をしたことを通知する書面において、一つの処分の根拠規定のみ記載し、もう一つの処分の根拠規定を記載しない処分庁の上記取扱いについて、合理的な理由を見いだすことはできない。

ところで、当審査会は、本件と同様の審査請求に関する審査庁からの諮問に対する令和３年１０月４日付けの答申（令和３年度答申第３８号）において、審査庁に対し、処分の名宛人が処分の根拠規定を正しく理解することができるようにするため、労働保険料認定通知書の様式を改訂し、追徴金の徴収に関する根拠規定も記載するようにすべきであるとの付言をしている。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、労働保険料認定通知書の様式の改訂の有無について照会をしたところ、審査庁から、令和４年度末までに上記の様式を改訂し、新様式（従来の様式に追徴金の徴収に関する根拠規定を記載したもの）を都道府県

労働局に通知する予定であるとの回答があった。

総務省行政管理局長主催の「行政不服審査法の改善に向けた検討会」の最終報告（令和４年１月）は、「今後、積極的な改善を図るべき五つの事項」の一つとして「行政不服審査会等の答申における付言の活用」を掲げ、「付言の相手方である審査庁又は処分庁は、付言に対し、適宜の方法により、真摯に対応すべきものである」としている（第２の６（「平成２６年法改正の評価等を踏まえた総括」）参照）が、審査庁の上記回答によれば、労働保険料認定通知書の様式の改訂に１年以上もの長期間を要していることになる。しかし、労働保険料認定通知書の様式の改訂は、通達の改正ですることができるのであるから、審査庁の対応は、やや時間を要し過ぎているといわざるを得ない。

（令和４年度答申第５７号（同年度諮問第５８号及び第５９号））

④【労働者災害補償保険法３１条１項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

運用通達によれば、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）３１条１項１号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、「保険関係成立日から１年を経過してなお保険関係成立届を提出していないとき」に認定するとされているから、「当該事故が保険関係成立日から１年以内に発生したとき」であっても、保険関係成立日から１年を経過してなお保険関係成立届を提出していない事業主は、当然に費用徴収の対象となるものと解される。ところが、審査庁の説明によれば、「当該事故が保険関係成立日から１年以内に発生したとき」は、費用徴収の対象とはしていないとのことであり、その理由は、労災保険法３１条１項１号が、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故を費用徴収の対象とすると規定しており、運用通達が「保険関係成立日から１年を経過してなお保険関係成立届を提出していないとき」に事業主の重大な過失を認定すると定めていることから、両者を併せ読めば、費用徴収の対象となるのは、「当該事故が保険関係成立日から１年を経過して発生したとき」ということになるからであるという。そうすると、事業主の重大な過失による費用徴収の対象となるのは、実際には、「事業主が、当該事故に関し、保険関係が成立したにもかかわらず、保険関係成立届を提出していない場合において、当該事故が保険関係成立日から１年を経過して発生したとき」に限定されることになる（以下これを「実際の運用基準」という。なお、本件は、本件事故が「製造業」に関する保険関係成立日から１年８か月以上が経過した時点で発生しているから、実際の運用基準にも該当している。）。しかし、運用通達には、実際の運用基準が分かりやすく記載されていないから、実際の運用基準を運用通達から読み取ることは、困難であるといわざるを得ない。

当審査会は、本件と同種の事案についての令和４年１月３１日付けの答申（令和３年度答申第６７号）において、運用通達の早急な見直しを求める付言をしたが、審査庁は、いまだにその見直しをしていない。そこで、当審査会が、審査庁に対し、

運用通達の見直しをしていない理由について説明を求めたところ、審査庁から、現在、「費用徴収に関する取り扱い全般について見直しの検討を行っていること」から、検討に時間を要しているが、上記の付言を厳粛に受け止め、運用通達の内容を「より齟齬の生じない、分かりやすい記載とすること」について継続して検討する旨の回答があった。

審査庁においては、運用通達が分かりやすい内容のものとなるように、その見直しを速やかにされたい。

（令和４年度答申第７７号（同年度諮問第８１号及び第８２号））

⑤【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件のように、障害補償給付の支給請求の結果が出ていない場合のアフターケアに係る健康管理手帳の交付申請の取扱いについて、定めがあるか審査庁に照会したところ、実施要領（社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領）３（１）に記載の「労災保険法（注：労働者災害補償保険法）による障害補償給付を受けると見込まれる者」の解釈以外にはなく、アフターケアの支給要件を満たす障害等級に該当するか否かが明らかであれば、障害補償給付申請の結果を待たずに決定することができるとのことであった。

そうすると、本件のように、障害補償給付の支給決定の前に健康管理手帳の不交付決定をした場合であって、その後に同支給決定がされたときの対応について特段の定めはないことになる（現に、本件では、審査庁は、当該支給決定の有無を把握しておらず、当該支給決定も踏まえた判断をしていない。）。

このように、不交付決定の名宛人に係る傷病についてその後行政上の決定がされたにもかかわらず、それを踏まえて当該不交付決定の適否を改めて判断する機会がないとなれば、被災労働者の権利利益が保護されないことにもなりかねないから、審査庁は、障害補償給付の支給決定の前に健康管理手帳の不交付決定をした場合に、その後に執るべき対応（その後の障害補償給付の支給決定の有無の確認、当該支給決定を基にした不交付決定の検証等の手順）を定め、実施要領に記載しておく必要がある。

また、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの対象者は、該当する傷病別アフターケア実施要綱（以下「実施要綱」という。）の構成上、その「対象者」欄だけでなく、「趣旨」欄も併せ読まないとわからない。

他方、現在厚生労働省のウェブサイトに掲載されている「アフターケア制度のご案内」と題する被災労働者向けのパンフレットの同アフターケアの項目をみると、その「対象者」欄には、従前のパンフレットの、同アフターケアに係る実施要綱の「対象者」欄どおりの記述とは異なり、当審査会の理解するところの三つの要件に沿った記述となっている。このような記述に改めた理由を審査庁に照会したところ、令和４年１２月から新しいパンフレットをウェブサイトに掲載しているが、その際

に内容をより分かりやすくするために記載内容を変更しており、実施要綱の改定による変更ではないとのことであった。

被災労働者がアフターケアに係る健康管理手帳の交付申請を検討する際に、まず参照するであろうパンフレットの記述を、実質的な要件の表現に改めたことは評価できる。他方、被災労働者は、パンフレットのみならず、実施要綱も目にすることがありうるから（実際、審査請求人は審査請求書に実施要綱の当該アフターケアに係る部分を添付している。）、双方の「対象者」欄の、一見して異なる表現に接した被災労働者がアフターケアの要件について戸惑うことのないよう、当該アフターケアに係る実施要綱の「対象者」欄の記述を、パンフレットの「対象者」欄の記述と同様の三つの要件に改めることを検討する必要がある。

（令和４年度答申第７９号（同年度諮問第８０号））

（４）不服申立ての教示に関するもの（５件）

①【特許料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の通知書には、行政不服審査法８２条１項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分の送達を受けた日」の翌日と記載されている。しかし、審査請求期間について、同法１８条１項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して３月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「処分の送達を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、特許法１８条の２に基づく処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法１８条１項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。なお、特許法上、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができないとされている処分があり（１９５条の４）、これについては、別途、特許法に不服申立てに関する規定が設けられている。例えば、拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服のあるときは、「査定の謄本の送達があった日」から３月以内に、拒絶査定不服審判を請求することができる（１２１条１項）とされている。このように、同法には、不服申立てをすることができる期間の起算日について異なる概念を用いる処分が混在しており、処分に当たってはこれに留意し各規定に則して教示することが求められる。

行政事件訴訟法４６条に基づく教示をする場合も同様である。

（令和４年度答申第２号（令和３年度諮問第８３号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第３４号（同年度諮問第２５号）、令和４年度答申第６０号（同年度諮問第５５号）及び令和４年度答申第７８号（同年度諮問第８４号）がある。

②【障害者雇用調整金の不支給決定等に係る審査請求事案】

審査請求人に対する障害者雇用調整金返還決定通知書には、当該処分に対して不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間の教示を記載しなければならないのに（行政不服審査法８２条）、その記載がない。決定通知書の記載内容につき、改善が強く求められる。

（令和４年度答申第１０号（同年度諮問第２号、第３号及び第４号））

（５）審査庁における審理の在り方に関するもの（４件）

①【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

審査庁は、本件審査請求書の補正に約１０か月半もの長期間を要していること、本件審査請求書を２度受け付けていることから、当審査会が、審査庁に対し、この補正に関して行った補正命令書の発出等の手続を明らかにするよう求めたところ、審査請求人に架電して補正事項について説明した結果、審査請求人が補正について了解したから、文書命令によらずに電話説明での補正指示となったものであり、審査請求人とのやりとりの記録は残っていない旨の回答があった。

審査請求書に不備がある場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないことは、行政不服審査法の定めるところである（２３条)。こうした規定の下で行われるべき審査請求書の補正手続について、上記のような対応をした理由を、審査庁は、単に、審査請求人が補正について了解したからと主張している。しかし、審査庁が定めた相当の期間内に不備が補正されなければ、審査庁は、審理手続を経ないで、当該審査請求を却下することができる（同法２４条１項）とされていることからして、審査請求書の補正手続は、審査請求人の審査請求の権利に影響を及ぼし得る重要なものであって、何をいつまでに補正をすべきかについて審査庁、審査請求人の双方の認識が一つになるようにすることが求められているといえる。この点からすると、審査請求人との具体的なやりとりや日時の記録もない審査庁の上記対応は適当ではなく、不服申立て等事後救済に際しての検証に耐えられるものでもない。審査請求書の補正に当たっては、補正すべき事項とその期限を書面に記載して命じること、一旦受け付けた正本である審査請求書を審査請求人に返戻してそれを補正させるのではなく、補正内容を記載した補正書を提出させることが適当である。そして、こうした書面のやりとりの日付けを記録することで審査請求の進行管理が可能となるものである。公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図る観点から、審査庁には、審査請求書の補正手続の改善が求められる。

（令和４年度答申第１３号（同年度諮問第６号））

②【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

本件では、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則１７条３項によれば、立替払の請求期限は令和４年３月２７日であり、諮問の時点でその期限を過ぎている。

本件の審理手続の経緯をみるに、立替払の請求期限を念頭において迅速に手続を進めたとは考えられず、審理手続の遅延をもって労働者に不利益を課すことができないとすれば、まずは審理手続の迅速化を図るのが当然と思われる。

本件のような事案では、立替払の請求期限があることに鑑み、とりわけ計画的かつ迅速に手続を進めるべきである。

（令和４年度答申第１４号（同年度諮問第１６号））

③【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律２９条１項に基づく入院措置に係る審査請求事案】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律２９条１項の規定に基づく入院措置の処分を対象とする審査請求事件においては、当該処分は、継続的事実行為であるから、審査庁は、諮問に当たり、諮問時において当該処分を継続していることの適法性及び妥当性を判断する必要があり（当審査会の令和３年度答申第６号及び第２０号参照）、そのためには、諮問時までの審査請求人の病状に関する資料を十分に調査検討する必要がある。

これを本件についてみると、審査庁は、本件諮問に当たり、当審査会に対し、審査請求人の病状に関する資料（本件病院への入院後のもの）として、処分庁が審理員に提出した資料である①実地診察の結果、②初回の定期病状報告についての本件精神医療審査会の意見並びに③診療録及び看護記録（本件病院への入院日（令和３年１１月９日）から令和４年３月１５日までの分）のみを提出し、以下の資料を提出しなかった。しかし、以下の資料は、審査請求人の病状を検討するのに必要な資料であり、審査庁としては、処分庁に対し、これらの資料の提出を求めるべきであったにもかかわらず、その提出を求めていないから、審査庁による審査請求人の病状に関する調査検討は、甚だ不十分なものであったといわざるを得ない。

ア　初回の定期病状報告に係る報告書

初回の定期病状報告については、これを審査した本件精神医療審査会の意見は提出されているものの、その審査の対象となった初回の定期病状報告に係る報告書自体が提出されていない。

イ　診療録及び看護記録（令和４年３月１６日以降の分）

診療録及び看護記録については、令和４年６月８日に本件諮問がされているにもかかわらず、同年３月１５日までの分しか提出されていない。

ウ　退院等の請求及びその請求についての本件精神医療審査会の審査の結果に係る資料

処分庁が提出した診療録及び看護記録の中に、審査請求人が退院等の請求をし、その請求について本件精神医療審査会が審査をしたことが記載されているにもかかわらず、退院等の請求及びその請求についての本件精神医療審査会の審査の結果に係る資料が提出されていない。

エ　２回目の定期病状報告に係る報告書

定期病状報告は、入院年月日から起算して６か月を経過するまでの間は、３か月ごとの各月に行わなければならないとされているから、入院年月日が令和３年１１月９日である本件では、諮問時において、既に２回目の定期病状報告が行われていたにもかかわらず、２回目の定期病状報告に係る報告書が提出されていない。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、上記アからエまでの資料を追加提出するよう求めるとともに、これらの資料を検討した結果に基づき、本件諮問の時点において審査請求人の入院を継続していることの適法性及び妥当性についての審査庁の判断を補充するよう求めなければならず、審査庁からこれらの資料の追加提出と判断の補充がされるまでの間、本件の調査審議の手続を進めることができなかった。

審査庁における調査検討がこのように不十分なものになったのは、審理員が処分庁の弁明書と処分庁が提出した資料のみに依存した調査検討をしたこと及び審査庁が審理員による調査検討の不十分さを看過したことに原因があると考えられる。審理員及び審査庁においては、このような調査検討の在り方を見直す必要がある。

（令和４年度答申第１９号（同年度諮問第２１号））

④【外国法事務弁護士となる資格の承認申請不承認処分に係る審査請求事案】

本件審査請求の受付から本件諮問までに１０か月半以上の期間を要しているところ、審理員が弁明書の提出を求めてから処分庁がそれを提出するまで実に半年を要している。諮問説明書の補正書によれば、その経緯は、次のとおりである。

すなわち、審理員は、令和３年９月２８日、処分庁に対し、１か月後の同年１０月２９日を期限として弁明書の提出を求めた。処分庁はその期限までに提出せず、その後３回にわたり１か月ごとに提出要求と未提出とが繰り返された（提出期限：同年１１月３０日、同年１２月２８日、令和４年１月３１日）。そして、同年１月２５日には、審査請求人が審理員に対し審理の進捗状況の確認を求め、審理員は、同月２８日、処分庁に対し、弁明書の提出見込みを確認した。処分庁は、同日、審理員に対し、同年２月中に提出する旨回答し、審理員は、同日、処分庁に対し、同月２８日までに提出するよう求めた。処分庁はその期限までに提出せず、審理員は、同年３月１日、処分庁に対し、再度、提出見込みを確認した。また、審査請求人は、同月８日、審理員に対し、審理の進捗状況の確認を求めた。処分庁は、同月１６日、審理員に対し、同月３１日までに提出する旨回答した。審理員は、同月１６日、処分庁に対し、同月３１日までに提出するよう求めるとともに、当該期限内に提出されなかったときは、行政不服審査法４１条２項１号イの規定により審理手続を終結する旨を通知した。処分庁は、同月２９日、審理員に対し、弁明書を提出した。

弁明書のここまで大幅な提出遅延が明らかになったため、当審査会が処分庁たる審査庁に対して、弁明書の提出に半年を要した理由を求めたところ、①本件処分は、複数の問題となり得る点について慎重に検討した上で処分に至った経緯があるところ、本件審査請求後、審査請求人が提出していた資料を改めて精査して事実関係

を確認し、審査請求書記載の主張についても、改めて関連する法解釈等について慎重に検討した上で弁明を行う必要があった、②令和３年１１月から弁明書の提出までの間、（ｉ）企業等が所管省庁から事前に審査を受けて、雇用する入国者の行動制限等に責任を持つことを前提に、入国者の行動制限及び外国人の新規入国制限の緩和措置が執られたことから、外国法事務弁護士事務所等からの問合せや申請の審査を行う必要があり、（ⅱ）その後、外国人の新規入国制限の緩和に伴い、外国法事務弁護士の新規承認申請等に係る問合せ等が増加したことを受け、これら他律的業務等と並行して弁明書を作成する必要があったためとのことであった。

しかし、行政不服審査法上、処分庁の弁明書について提出義務と提出期限の明文の規定はないものの、審理員は相当の期間を定めて提出を求めることとするとされ（２９条２項）、処分庁を含む審理関係人は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない義務を負う（２８条）のであるから、審理員の求めに誠実に対応すべきは当然である（なお、期限内に提出されず更に期限を設定しても提出されなかったときは、審理員は、審理手続を終結することができ（４１条２項１号イ）、その場合、弁明書の提出なくして裁決がされることになる。）。そして、処分庁は、本件処分をなした主体であって、本件申請を受けて処分をするに至るまでに検討を尽くしたはずである。

それにもかかわらず、処分庁は、弁明書を提出するのに、審査請求人に与えられた審査請求期間（処分のあったことを知った日の翌日から３か月以内）の２倍もの期間を用いたこと、また、審理員が提出を求めた当初の期間（１か月）の６倍もの期間を要したことは、天災等を除けばいかなる理由があろうとも許容されるべきものではない。加えて、処分庁は、審理員から問われるまで、自ら提出の時期を何ら示すことはなく、期限を何度も経過し、しかも、一旦自ら設定した期限を経過しても提出せず、次に期限を提示した際に審理員からその期限を経過すれば審理手続を終結すると通告されて、ようやくその時期までに提出したのであって、その時点では既に半年もの期間が経過していた。処分庁は、本件審査請求にも、簡易迅速かつ公平に行われるべき審理にも、誠実に対応したとは到底いえない。

したがって、処分庁は、今後、弁明書を審理員から求められた期限までに提出することを前提とし、審査請求とその審理に誠実に対応する必要がある。そして、審査庁は、行政不服審査法１７条の審理員名簿に掲載されている者又は審理員となることが見込まれる者に対し研修を行うなどして、審理員が審理手続の主宰者として、行政不服審査法上与えられた権限をより適時に行使することができるようにし、簡易迅速かつ公正な審理の実現を図る必要がある。

（令和４年度答申第５１号（同年度諮問第３４号））

（６）制度の周知に関するもの（４件）

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係

る審査請求事案】

健康管理手帳の交付申請は、その申請書の様式からしても一申請一傷病を前提としており、対象傷病を誤って申請した場合には、申請者が本来希望する対象傷病に係る申請の帰結を得るまでには、申請者及び都道府県労働局長・審査庁の双方に時間と労力の負担が生じることになる。このため、審査庁、都道府県労働局長や実施要領においてアフターケア制度の周知を行うこととされている労働基準監督署長には、申請者に対して、場合によっては複数の対象傷病について申請することも含め、対象傷病を誤ることのないよう丁寧に手続を案内することが望まれる。

（令和４年度答申第１号（令和３年度諮問第８７号））

②【障害者雇用調整金の不支給決定等に係る審査請求事案】

本件においては、処分庁の担当者が問合せに対して誤った回答ないし誤解を与えるような回答をした疑いが濃い。事業主からの問合せに対して適正な回答をするための方策が求められる。また、調査担当者においても分社があった場合の調整金の支給申請について正しい認識があったのか疑わしく、本来は調査の際に申請の誤りに気づくべきであったはずであり、この点についても改善が求められる。

（令和４年度答申第１０号（同年度諮問第２号、第３号及び第４号））

③【中小企業退職金共済法１０条５項に基づく退職金減額不認定処分に係る審査請求事案】

中退共規則（中小企業退職金共済法施行規則）２１条１項に規定する「提出」の日は、処分庁に到達した日であるが、機構（独立行政法人勤労者退職金共済機構）ホームページのＱ＆Ａ（８－１－７）には、「退職日の翌日から起算して２０日以内に、「退職金減額認定申請書」及び別紙「退職金減額認定申請に係る被共済者の「退職事由」について」を《厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課》あてに送付してください。」と記載されており、この記載では期限とされる日までに発送すればよいかのような誤解を生む可能性もあるので、改善が望まれる。

（令和４年度答申第４０号（同年度諮問第３６号））

④【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

出席要件として必要な出席日数の算定方法は、求職者支援規則（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則）に規定されているが、この算定方法の理解を助けるためには親切な説明が求められる。求職者支援制度についてのしおりには、訓練の一部を受講した場合の出席日数の算定が記載されており、具体例を示して説明していることは評価できるが、受講した時間数の訓練実施時間数に占める割合を算定するのでないことがわかる具体例、すなわち、例えば１時限目に遅刻したが１時限目の途中から６時限目まで全て出席していた場合も２分の１出席として取り扱うとすること等発生する可能性が高い具体例も盛り込むこと

が望ましい。

（令和４年度答申第６４号（同年度諮問第６７号））

（７）行政処分に要した期間に関するもの（２件）

【外国人の技能実習に係る監理団体の許可取消処分等に係る審査請求事案】

本件許可取消処分がされるまでの経緯を改めてみてみると、外国人技能実習機構は、審査請求人に対して本件実地検査（令和元年９月１９日）を実施したところ、審査請求人が本件送出機関との間で技能実習に係る契約の不履行に関し違約金の定め（本件違約金条項）のある本件覚書を締結している事実が発覚したことから、処分庁に対し、本件許可の取消しが相当であるとの進達（同年１２月１８日付け）をしたが、処分庁は、その処理を長期間にわたって放置し、審査請求人から本件事業区分変更許可等の申請（令和２年６月１１日）及び本件有効期間更新の申請（令和３年１月２５日）がされたことを受けてようやく、本件許可の取消しに向けた手続に着手し、本件聴聞の実施（同年３月１９日）を経て、本件許可の有効期間の満了日（同年４月２６日）の直前に本件許可取消処分（同月２３日付け）をしている。その結果、監理団体としてふさわしくない審査請求人が、監理許可の取消事由のあることが発覚した後も、長期間にわたって監理事業を遂行することになった。これは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「外国人技能実習法」という。）の主務大臣である処分庁が外国人技能実習法の目的である「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護」（１条）に反する事態を自ら招いたものであり、看過することができないといわざるを得ない。

当審査会は、本件と同種の事件についての答申（令和４年度答申第２５号）において、上記と同趣旨の付言をしている。処分庁においては、外国人技能実習法の運用の改善に真剣に取り組まれたい。

（令和４年度答申第７０号（同年度諮問第７０号、第７１号及び第７２号））

※　同様の付言として、令和４年度答申第２５号（同年度諮問第２２号及び第２３号）がある。

（８）その他個別行政法の運用に関するもの（３件）

①【再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定取消処分に係る審査請求事案】

本件では、処分庁は、本件変更認定処分をした後、本件変更認定処分を撤回する処分をしたが、その処分を取り消す処分をし、改めて、本件変更認定処分を取り消す処分（本件変更認定取消処分）をしたという経過をたどっており、本件変更認定処分（平成３１年１月１５日付け）から本件変更認定取消処分（令和３年４月２８日付け）がされるまでに約２年３か月半もの長期間を要している。

しかし、処分庁は、本件変更認定処分をする前に、Ａ社が破産手続開始決定を受けたことを認識し、破産管財人から本件変更認定処分をしないよう連絡を受けていたことが認められるから、このような事実経緯や関係する法令の定めを踏まえると、

処分庁としては、そもそも、本件変更認定処分をすべきではなかったのであり、審査庁も、当審査会からの照会に対し、本件変更認定処分には原始的な瑕疵があったことを認めている。

そうすると、処分庁が本件変更認定処分をしたことに本件の根本的な問題がある。処分庁としては、そもそも、本件変更認定処分をすべきではなかったのであるから、本件変更認定処分を是正する方法としては、認定後の事情変更を理由とする電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法１５条による認定の取消しではなく、職権による認定の取消しをすべきであったと考えられる。

（令和４年度答申第３１号（同年度諮問第２６号））

②【和歌山県漁業調整規則４８条１項に基づく停泊命令に係る審査請求事案】

本件停泊命令の本来の根拠は漁業法１３１条１項であるが、処分庁は和歌山県漁業調整規則（以下「県漁業規則」という。）４８条１項を根拠であると誤認して本件停泊命令を行っている。また、そのことにより、本件停泊命令に先立つ本件聴聞の手続も、本来、行政手続法に基づいて行うべきであるが、和歌山県行政手続条例に基づいて行っている。処分庁は、今後、これらの法令等を正しく認識して停泊命令及び聴聞手続を行う必要がある。

なお、本件処分方針（処分庁が策定した漁業関係法令違反に対する行政処分方針）の停泊処分日数等を定める第１項には、県漁業規則４８条１項の規定に基づき停泊命令等をするときと規定されていることから、処分庁の上記誤認は、本件処分方針の施行時（令和２年１２月１日。すなわち、下記の漁業法改正の施行時）から生じていたものと理解される。

そもそも、県漁業規則において、漁業法１３１条１項に基づく停泊命令等の処分を県漁業規則４８条１項として規定する契機となったのは、同項と同様の規定を含む都道府県漁業調整規則例を水産庁長官が作成し、これを都道府県知事に対して、地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言として通知したこと（「都道府県漁業調整規則例の制定について」（令和２年４月２８日２水管第１５５号））であると思われる。従前、都道府県の漁業調整規則で定められていた停泊命令等が、漁業法の改正（平成３０年法律第９５号によるもの）により、同法上の知事の権限とされたところ、上記通知では、一連の手続や規制の内容について漁業者等が適切に理解できるよう、停泊命令等、漁業法に規定されている条項について都道府県漁業調整規則例に確認的に記載することとした旨が説明されている。水産庁長官のこうした意図について否定するものではないが、法律の規定とほぼ同じ規定をその下位法令の例として示しているがために、それらの適用に当たって行政庁に誤認を生じさせる余地があるといわざるを得ない。現に、本件のように根拠法令の誤認が生じているのであって、他の行政庁において同様の事態が発生しないとはいえないし、加えて、こうした誤認が、漁業法が特別に実施を求める聴聞についてその手続に係る根拠法令の誤認をも招くことになる点は認識されるべきである。

したがって、審査庁は、都道府県知事に対し、都道府県漁業調整規則例の上記の確認規定の趣旨について改めて説明し、処分に当たって根拠法令を誤ることのないよう注意喚起することを上記通知の発出者である水産庁長官に指示するなどして、再発防止に努められたい。そして、そのことが聴聞の手続に係る根拠法令の誤認を防ぐことにもなるものである。

また、本件聴聞報告書には、聴聞主宰者による「不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見」の記載について、不十分な点がある。当該意見は、行政庁が不利益処分の決定をするに当たって十分に参酌されるべきものであるから、行政手続法の求めるとおり的確に記載されるべきである。その具体的な記載方法については、「行政手続法の施行に当たって」（平成６年９月１３日付け総管第２１１号各省庁事務次官等及び自治事務次官宛て総務事務次官通知）により例が周知されているところであるので、今後、処分庁においては、聴聞の主宰者となるべき者に周知徹底するなどの方策を実施されたい。そして、漁業法１３１条２項が、行政手続法の定める意見陳述のための手続の区分にかかわらず、より慎重な手続である聴聞を特に義務付けていることに鑑みれば、聴聞の適正な実施が一層求められるのは、いずれの都道府県においても同じであるので、審査庁においては、停泊命令等における聴聞の意義や実施上の上記留意点などが十分理解されるよう方策を講ずることが求められる。

（令和４年度答申第３９号（同年度諮問第１９号））

③【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件申請に添付され、本件不交付決定の根拠となった診断書は、申請後に処分庁の確認によって訂正すべきことが明らかとなり、訂正後の診断書は、処分庁の求めにより主治医から直接処分庁に提出されている。申請書に添付された当初の診断書は申請者（審査請求人）が内容を確認することができる状態で提出されたのかどうか審査庁を経由して処分庁に照会したところによれば、当該診断書は申請者が内容を確認できる状態で提出されたところ、診断書の記載内容に不備等があった場合には、処分庁と医療機関とで診断内容の確認をし、その際には申請者本人を経由しないため、申請者は訂正後の診断書を確認していないとのことであった。

そうすると、審査請求人からすれば、自身が提出し、アフターケアの必要性の判断根拠となる主治医の診断書が、その経緯を知ることなく訂正されたことになる。診断書の記載内容に疑義が生ずれば確認するのは、申請の審査上必要であろうが、審査の公正性や申請者の納得性の点からして、申請者から提出されたものである以上、その訂正は申請者を経由して行うことが望ましいし、それをするには申請者に過度の負担を与え、時間も要することになる場合には、少なくとも、申請者には、処分の前に訂正の経緯を説明して訂正後の診断書を示すことが求められる。

（令和４年度答申第７３号（同年度諮問第７７号））

２　準付言

（１）審査請求の審理期間に関するもの（５６件）

【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

一連の手続を見ると、①本件審査請求の受付から審理員の指名通知までに約１か月半、②反論書提出期限の延長を申し出る旨が記載された反論書等不送付通知書の受付から反論書提出期限延長の通知までに約１０か月、③反論書の提出期限（延長）から審理員意見書の提出までに約４か月、④審理員意見書の提出から本件諮問までに約４か月半を費やしており、その結果、本件審査請求から本件諮問までに約１年１１か月半もの期間を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、審理手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

（令和４年度答申第７４号（同年度諮問第７９号））

※　同様の準付言として、令和４年度答申第１号（令和３年度諮問第８７号）、令和４年度答申第３号（令和３年度諮問第９２号）、令和４年度答申第４号（令和３年度諮問第９１号）、令和４年度答申第５号（同年度諮問第１号）、令和４年度答申第７号（同年度諮問第１０号）、令和４年度答申第１０号（同年度諮問第２号、第３号及び第４号）、令和４年度答申第１１号（同年度諮問第１２号）、令和４年度答申第１２号（同年度諮問第８号）、令和４年度答申第１３号（同年度諮問第６号）、令和４年度答申第１４号（同年度諮問第１６号）、令和４年度答申第１５号（同年度諮問第９号）、令和４年度答申第１７号（同年度諮問第１７号）、令和４年度答申第２３号（同年度諮問第２４号）、令和４年度答申第２４号（同年度諮問第２０号）、令和４年度答申第２５号（同年度諮問第２２号及び第２３号）、令和４年度答申第２６号（同年度諮問第２７号）、令和４年度答申第２７号（同年度諮問第２８号）、令和４年度答申第２８号（同年度諮問第３０号）、令和４年度答申第２９号（同年度諮問第３１号）、令和４年度答申第３１号（同年度諮問第２６号）、令和４年度答申第３２号（同年度諮問第２９号）、令和４年度答申第３６号（同年度諮問第３７号）、令和４年度答申第３７号（同年度諮問第３５号）、令和４年度答申第４０号（同年度諮問第３６号）、令和４年度答申第４１号（同年度諮問第４４号）、令和４年度答申第４２号（同年度諮問第４５号）、令和４年度答申第４５号（同年度諮問第４６号）、令和４年度答申第４６号（同年度諮問第４７号）、令和４年度答申第４７号（同年度諮問第４８号及び第４９号）、令和４年度答申第４８号（同年度諮問第５０号）、令和４年度答申第４９号（同年度諮問第５２号）、令和４年度答申第５１号（同年度諮問第３４号）、令和４年度答申第５２号（同年度諮問第４３号）、令和４年度答申第５３号（同年度諮問第５４号）、令和４年度答申第５４号（同年度諮問第５６号）、令和４年度答申第５７号（同年度諮問第５８号及び第５９号）、令和４

年度答申第５８号（同年度諮問第６０号）、令和４年度答申第５９号（同年度諮問第６２号）、令和４年度答申第６２号（同年度諮問第６５号）、令和４年度答申第６５号（同年度諮問第７３号）、令和４年度答申第６６号（同年度諮問第７６号）、令和４年度答申第６７号（同年度諮問第７４号）、令和４年度答申第６９号（同年度諮問第６６号）、令和４年度答申第７０号（同年度諮問第７０号、第７１号及び第７２号）、令和４年度答申第７１号（同年度諮問第６８号）、令和４年度答申第７２号（同年度諮問第６９号）、令和４年度答申第７３号（同年度諮問第７７号）、令和４年度答申第７５号（同年度諮問第７５号）、令和４年度答申第７６号（同年度諮問第８３号）、令和４年度答申第７７号（同年度諮問第８１号及び第８２号）、令和４年度答申第７８号（同年度諮問第８４号）、令和４年度答申第７９号（同年度諮問第８０号）、令和４年度答申第８０号（同年度諮問第８８号）、令和４年度答申第８１号（同年度諮問第８５号）及び令和４年度答申第８２号（同年度諮問第８６号）がある。

（２）審査庁における審理の在り方に関するもの（９件）

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件では、口頭意見陳述（及びこれに代わる書面のやりとり）の実施（審査請求人が口頭意見陳述の申立てをしてから処分庁の回答に対する審査請求人からの反論書の提出期限が経過するまで）に約１年５か月を要したが、このように口頭意見陳述（及びこれに代わる書面のやりとり）に相当の時間を要したことについて審査請求人に特段の意見はみられないが、３回目の開催期日を設定する際に審理員が審査請求人に伝えたように、簡易迅速な救済という行政不服審査法の目的に照らすと審理手続のこのような長期化は決して望ましいものではない。対面で意見を陳述することが困難な環境であれば、審理員が審査請求人と連絡を密にして、例えば、行政不服審査法施行令８条に規定する映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述の実施を検討する、あるいは、審理員も案内しているが、審査請求人が反論書の提出によっても十分であると考えるのであれば、反論書の提出を受けてこれに丁寧に対応する、などして、迅速に審理手続を進めることが期待される。

（令和４年度答申第７１号（同年度諮問第６８号））

※　同様の準付言として、令和４年度答申第７２号（同年度諮問第６９号）がある。

②【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係る審査請求事案】

審査庁が前回諮問を取り下げて再度の諮問である本件諮問をするまでに更に約１年１０か月もの期間を要したことは、前回諮問をする前の審査庁における調査及び検討が極めて不十分なものであったこと及び審査庁において本件のような医学的な専門知識を要する審査請求事件を処理する体制が不十分であることを示して

おり、その結果として、承継前審査請求人（本件審査請求の後に承継前審査請求人が死亡し、その姪が審査請求人の地位を承継した。）は、生前に本件審査請求についての裁決を受けることができなかった。

なお、審査庁は、本件諮問を受けた当審査会からの照会（令和５年１月１９日付け）に対して回答（同年１月２７日付け及び同年２月１７日付け）をするのに、約１か月もの期間を要したのであって、この点からも、審査庁においては審査請求事件を処理する体制が整っていないといわざるを得ない。

審査庁においては、以上の指摘を重く受け止め、行政不服審査法が目的とする審査請求事件の簡易迅速な処理（１条１項参照）ができる体制を整備されたい。

（令和４年度答申第７５号（同年度諮問第７５号））

※　同様の準付言として、令和４年度答申第６７号（同年度諮問第７４号）がある。

③【道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に係る審査請求事案】

事故により生じた道路（又は道路附属物）の損傷と原因者負担命令に係る復旧工事の対象との関係については、本来、道路法５８条１項の「他の行為により必要を生じた道路に関する工事」であるか否かの観点から、審理手続の過程において、当該損傷の補修の必要性について検討がなされ、その結果は審理員意見書で示されるべきものであり、今後改善が求められる。

（令和４年度答申第２２号（同年度諮問第１３号））

④【一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請却下処分に係る審査請求事案】

指名替え後の審理員は、処分庁に対し、本件変更認可申請の申請書一式の写しを提出するよう求めている。そうすると、指名替え前の審理員は、その提出を求めず、審査請求人の申請内容を確認することなしに審理を進めていたことになるところ、審理関係人の主張を踏まえて争点を把握することは勿論であるが、処分庁がいかなる申請に対して本件却下処分をしたのかを確認することは、事件の概要や争点の把握の前提となるものである。当該審理員は、申請内容を把握して審理を進める必要があった。

審査庁は、審理員名簿に掲載されている者又は審理員となることが見込まれる者に対し研修を行うなどして、簡易迅速かつ公正な審理の実現を図る必要がある。

（令和４年度答申第５２号（同年度諮問第４３号））

⑤【労働者災害補償保険法３１条１項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

本件先行審査請求では、処分庁が提出した弁明書の添付書類について審査請求人から閲覧等の請求がされたところ、当該請求に係る審理員からの意見照会に対して処分庁が意見を提出するのに約１か月の期間を、当該意見の提出を受けて審理員が当該請求に係る決定をするのに約３か月の期間を要したため、審査請求人が閲覧等

の請求をしてから審理員が当該請求に係る決定をして当該請求に係る資料を送付するまでに約４か月もの長期間を要している。このため、審査請求人は、上記資料の送付を受けて、追加の反論書を提出することを余儀なくされたのであり、本件では、審査請求人からの閲覧等の請求に係る手続に長期間を要したことも反省する必要がある。

審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

（令和４年度答申第７７号（同年度諮問第８１号及び第８２号））

⑥【退職手当支払差止処分に係る審査請求事案】

当審査会から審査庁（審理員）に対し、本件支払差止処分の根拠を国家公務員退職手当法１３条１項１号と判断したにもかかわらず、処分庁が、それとは異なる同条２項を根拠として行った本件支払差止処分を妥当であるとした理由について照会したところ、大要、検討過程は不十分ながら違法行為の転換をしているかのようにも、同条１項１号と処分庁の主張する同条２項の双方に基づく処分であったと判断したかのようにも、解される回答であった。このうち、後者は、在職中に起訴されその判決の確定前に定年退職をしたという事実がある以上、採ることはできないものである。審査庁（審理員）は、処分庁が本件処分書の理由欄で示した事実と支払差止処分に関係する各条項の各号とを正確に照らし合わせて、処分庁の主張の適否を検討し、本来適用すべき条項を見いだしたのであれば、それについて審査請求人の反論を求めるとともに、処分庁の主張に対する判断を含めその検討過程を諮問説明書（審理員意見書）で説明する必要があった。今後、審査庁（審理員）は改善をするべきである。

（令和４年度答申第７８号（同年度諮問第８４号））

⑦【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件では、本件不交付決定の時点で障害補償給付の決定がされておらず、審査請求人が被災労働者である（すなわち、業務災害による傷病である）ことは明らかではないが、弁明書並びに審理員意見書及び諮問説明書のいずれにおいても、この点について検討した形跡は見当たらない。このため、審査庁に対し、これらの作成主体がそれぞれ検討したかどうか照会したところ、要旨、いずれも検討しており、その具体的な方法は、①処分庁は、本件労基署長から障害補償給付支給請求書の写しを入手し、労災保険給付の支給履歴等を確認した上で本件不交付決定をしており、②審理員及び審査庁は、健康管理手帳調査復命書の記載から処分庁が業務災害による傷病として扱っていることが確認でき、また、健康管理手帳交付決議書の短期給付履歴で診療等の支払実績が確認できることから、業務災害による傷病によるものであると判断した、との回答があった。この回答に特段不合理な点は見受けられないから、審査請求人の負った傷病は業務災害によるものであると考えるのが相当で

ある。ただし、このことに審査関係人間には争いはないものの、アフターケアは業務災害を被った労働者に対して行われるものであって、その検討なくして傷病の程度等の要件該当性を審査（検証）するのは、前提を欠いたものとして適当ではないから、当審査会の照会がなくともその検討結果を弁明書並びに審理員意見書及び諮問説明書に記載すべきであったことはいうまでもない。今後、処分庁及び審査庁において改善が望まれる。

（令和４年度答申第７９号（同年度諮問第８０号））

（３）行政処分に要した期間に関するもの（４件）

①【社会復帰促進事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】

本件では、処分庁において、本件申請１の受付から本件不支給決定１までに約１年１か月半、本件申請２の受付から本件不支給決定２までに約６か月の期間を要しているが、弁明書からうかがわれる処分庁における調査検討の内容から判断して、本件申請１の処理については、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

（令和４年度答申第３号（令和３年度諮問第９２号））

②【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

本件では、住所地（Ｉ市）による本件請求の受付から処分庁による本件却下処分までに約１年５か月もの期間を要しているが、このうち、住所地（Ｉ市）から処分庁への本件請求の進達に約５か月（Ｉ市からＭ県への進達に約１か月半、Ｍ県から処分庁への進達に約３か月半）もの期間を要しているから、本件は、進達の手続に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。受付庁及び経由庁においては、進達の手続を遅滞なく進める必要がある（平成２７年４月１日付け社援援発０４０１第２号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について」の記第３の１、厚生労働省社会・援護局援護・業務課発行「第十回特別弔慰金事務処理マニュアル」の第３章の第２及び第４章の第１の５参照）。

（令和４年度答申第４２号（同年度諮問第４５号））

③【外国法事務弁護士となる資格の承認申請不承認処分に係る審査請求事案】

審査請求人が、処分庁からの求めに応じ追加書類を出し終えた時点（令和２年７月１４日）から本件処分（令和３年８月１３日付け）までに１年１か月を要しており、複数の問題となり得る点について慎重に検討したとしても、外弁特措法（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）１０条１項１号の基準に係る審査にこれだけの長期を要するとは考えられず、処分庁は、速やかに審査を終え処分すべきであった。さらに、処分庁は、審査請求人からの審査の進捗状況の照会に対して、「しばらく待ってほしい」、「なるべく早期に結論を出したい」と定性的

な回答をするにとどまっており、審査期間が標準処理期間を超えて長期にわたる見込みである場合や現に長期にわたってしまっている場合には、行政に対する信頼を損ねることのないよう、申請者（審査請求人）からの問合せを待たずして、適時に審査の進捗状況及び審査終結の見込みを説明すべきであった。同趣旨の指摘は、審理員意見書でもされているところである。これらのことにつき、今後、処分庁における改善が求められる。

なお、本件申請の前に、審査請求人が申し出た予備審査においても、標準的な処理期間（２週間）を大幅に超えて審査が継続されている。予備審査は、利用は任意であり、手数料を徴していないとはいえ、上記と同様に審査状況の適時の説明等の改善が求められるのは、処分庁自らが法令（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則）で予備審査制度を設け、手続に要する標準的な期間を設定し、そのことを含め同制度を広く紹介していることからして、同制度の信頼を確保する上で当然であるといえる。

（令和４年度答申第５１号（同年度諮問第３４号））

④【外国人の技能実習に係る監理団体の許可取消処分等に係る審査請求事案】

処分庁が本件各処分をするのに要した期間をみてみると、①本件許可取消処分については外国人技能実習機構（以下「機構」という。）の主務大臣への進達（本件許可の取消しが相当であるとの意見の進達）から約１年４か月の期間を、②本件事業区分変更不許可処分等については本件事業区分変更許可等の申請から約１０か月の期間を、③本件許可有効期間不更新処分については本件有効期間更新の申請から約３か月の期間を要している。そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記①及び②の各処分をするのに上記のような長期間を要した理由について説明を求めたところ、審査庁から、上記①については、外国人技能実習制度を共管する主務大臣の間において、本件許可取消処分をするとの方針を決定するのに時間を要したためであり、上記②については、上記の方針を決定するまでの間、本件事業区分変更許可等の申請に対する処分を保留していたためであるとの回答があった。しかし、令和元年９月１９日に実施した本件実地検査によって、審査請求人が本件違約金条項のある本件覚書を締結していた事実が明らかとなり、機構が、同年１２月１８日、主務大臣に対し、本件許可の取消しが相当であるとの意見を進達したのであるから、主務大臣としては、行政手続法に基づく聴聞を速やかに行っていれば、遅くとも令和２年の前半には、本件許可取消処分をすることができたものと考えられる。したがって、令和３年３月１９日になってようやく本件聴聞を行い、本件許可の有効期間の満了日（同年４月２６日）が直前に迫った同月２３日に本件許可取消処分をした処分庁の対応は、遅すぎたといわざるを得ない。

（令和４年度答申第７０号（同年度諮問第７０号、第７１号及び第７２号））

（４）行政処分の理由付記に関するもの（３件）

①【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件決定処分の通知書には、その算定方法など、平均賃金がどのように決定されたのかを説明する記載はない。

平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ労働者の利益が損なわれ、労働者はその決定に不服を申し立てる場合があり得ることから、労働者が、その算定に当たっての考え方を理解できるよう、平均賃金決定処分の通知書において算定方法等を説明することが望ましい。

特に、本件の場合、審査請求人は、審査請求書の段階では、平均賃金が低すぎる旨の抽象的な主張しかしておらず、平均賃金の算定の根拠及び内訳が記載された弁明書に対する反論書の段階で初めて、日給の額等に関する具体的な主張を展開している。このように、審査請求人は、当初、平均賃金がどのようにして算定されたのか十分に理解することができない状況で審査請求をすることを余儀なくされたことが現にうかがわれるのであり、こうした状況は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（１条１項）からしても決して好ましくないといえる。

平均賃金決定処分の通知書に算定方法等の説明を記載することについては、当審査会の従前の答申（令和２年度答申第３９号、同第５９号及び令和４年度答申第２６号）でも指摘しているところであり、審査庁において検討されたい。そして、当該処分を行う都道府県労働局長において改善が図られるよう、指導することが望まれる。

（令和４年度答申第３２号（同年度諮問第２９号））

②【国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続等却下処分に係る審査請求事案】

本件手続補足書の提出手続を却下する処分の通知書には、当該処分の根拠規定として特許法１８条の２第１項本文のみが記載されている。しかし、当該処分は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律４１条２項において準用する特許法１８条の２第１項本文の規定に基づき行われるべきものであるから、通知書には根拠規定を正確に記載すべきであった。なお、処分庁は、通知書の記載とは異なり、弁明書では上記の規定を根拠に当該処分を行った旨を明示している。今後、処分庁は、根拠規定の記載を改める必要がある。

（令和４年度答申第５６号（同年度諮問第５３号））

③【退職手当支払差止処分に係る審査請求事案】

国家公務員退職手当法１３条２項１号は、①退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、②その者が逮捕されたとき又は③退職管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、④その者に退職手当を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときと定め、④は、国家公務員

退職手当法の運用方針（昭和６０年４月３０日付け総人第２６１号）の第１３条関係２号によれば、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいうとされている。

しかし、本件処分書の理由欄には、自衛隊法「第４６条第１項第１号及び同項第２号に該当するため（海外渡航申請義務に関する違反、行政文書の不適切な取扱い及び職務上の注意義務違反）。」及び「刑法第１５５条第１項で起訴（令和３年１０月６日）されたため（有印公文書偽造罪）。」としか記載されておらず、前者は、どのような事実が上記要件をどのように満たすのかが全く示されていないし、後者は審査請求人の在職中の起訴のことであって、上記要件の②にも③にも該当しないのは明らかであるから、これらは処分理由として極めて不十分な記載であると言わざるを得ない。現に、審査請求人も、処分の違法事由に係る主張は弁明書で処分の理由が明らかにされてから行う旨審査請求書で主張している。今後、処分庁は改善をするべきである。

（令和４年度答申第７８号（同年度諮問第８４号））

（５）制度の周知に関するもの（３件）

①【鉱業権取消処分に係る審査請求事案】

本件審査請求では審査請求書の補正が行われており、審査請求書及びその補正書には審査請求人の押印がある。審査請求書の押印は、鉱業法令の押印見直しと同様に見直しがされ、押印を求めていた行政不服審査法施行令４条２項の規定は削除されている（押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令。令和３年２月１５日施行）。審査請求人の負担の軽減の観点から、審査庁は、少なくとも、審査請求人に補正命令を出す際には、審査請求書及び補正書に審査請求人の押印は不要であることを併せて示すことが望ましかったといえ、今後、審査請求に係る事前の案内の際も含めて、押印が不要であることについて周知することが望まれる。

（令和４年度答申第４４号（同年度諮問第４２号））

※　同様の準付言として、令和４年度答申第５９号（同年度諮問第６２号）がある。

②【特許出願却下処分に係る審査請求事案】

本件補正指令によって補正を求められた特許出願人に係る押印は本件改正（特許法施行規則様式第２６備考１１について、令和２年経済産業省令第９２号による改正）により廃止され、当該補正の必要はなくなったことについて、何ら審査請求人に示されることなく、本件却下処分に至るまでの手続がされている。法令の改正は、公布の手続により国民の知り得べき状態に置かれ、処分庁もその改正の都度、自らのホームページで当該改正について情報提供をしているとはいえ、処分庁自らが補正（特許出願人に係る押印）を一たび命じたのであるから、本件改正の施行後から

本件却下処分に至るまでの間に、当該補正が不要となったことを本件補正指令の名宛人（審査請求人）に何ら示さなかったことは相当とはいえない。本件改正は特許出願人の負担を軽減するものであるから、尚更である。

そこで、本件改正が施行された時点以降にされた手続をみると、まず、処分庁は、令和３年１月２８日付けで、審査請求人に対し、本件却下処分前通知をし、その後、本件却下処分をしている。そうすると、少なくとも、本件却下処分前通知の時点では、特許出願人の押印を求める補正は本件改正の施行により必要はなくなったことを示しておくべきであったといえる。今後、出願後にされた法令改正に係る方式審査について、処分庁における改善が求められる。

（令和４年度答申第２４号（同年度諮問第２０号））

（６）法令や通達等の見直しに関するもの（２件）

①【特許料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

本件各却下処分の通知書には、注書きとして「なお、過誤納の特許料（中略）は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分の謄本の送達があった日から６月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。これは、過誤納の特許料の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いであり、当審査会の令和４年度答申第２号において、仮に処分庁がこの取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨付言している。本件各却下処分は、上記答申より前にされたものではあるが、処分庁たる審査庁に付言の対応状況を確認したところ、具体的対応を検討中とのことであった。今後、速やかな対応が望まれる。

（令和４年度答申第４３号（同年度諮問第４０号及び第４１号））

②【鉱業権取消処分に係る審査請求事案】

鉱業権の取消処分の基準について、処分庁は、本件審査基準等の不利益処分に係る処分基準の項（第２の２.）において、鉱業法５５条の各号に掲げる処分基準に尽くされているから、特段、処分基準は設定しないとしている。

他方、申請に対する処分に係る審査基準の項（第１の１.）において、同法６２条２項の認可（１.（１３））について、「事業着手の義務違反」の目（（１３）④）を設けて、以下のとおり、同項の規定に違反して事業に着手しない鉱業権者の取扱いを定めている。

まず、同法６２条２項の規定に違反して事業に着手しない鉱業権者については、同法５５条５号に該当するものとして聴聞を行った後、鉱業権の取消しを行うものとすると規定し（④ア）、そして、その聴聞においては、同号に該当する鉱業権者に事業着手できないやむを得ない事由（以下「事業未着手の事由」という。）及び同法６２条２項の規定に違反して認可申請をしなかった事由（手続上の理由）を陳述させるとともに、必要に応じて事実を証する書面を提出させるものとする旨規定する

（④ウ）。

次に、手続上の理由に該当するものは、天災地変その他不測の障害により手続ができないとき、病気又は負傷により病床に伏していたとき、業務の遂行上やむを得ない用務が生じていたとき（ただし、最小限度に止めること。）であると規定し（④エ（ア）から（ウ）まで）、聴聞の結果、鉱業権者が同法６２条２項の規定に違反して認可申請を怠っていたことについて、事業未着手の事由及び手続上の理由があると認められるときは、遅滞なく、同項の規定による認可申請を行うよう指導するとともに、別紙様式による始末書を提出させるものとする旨規定する（④オ）。

そうすると、処分庁は、事業着手義務違反があった場合に、同法５５条５号に基づく鉱業権の取消しをするかどうかについて基準を定めていると理解される。そして、事業未着手の事由（③カ）及び手続上の理由（④エ）を具体的に示してこれらに該当すると認める場合には、鉱業権の取消しをせずに、事業着手延期の認可申請をさせる取扱いは、処分庁の裁量の範囲内として特段不合理な点はみられない。なお、上記の基準は、不利益処分を受ける可能性のある鉱業権者にとって、一定の予見可能性を得られるものであるから、一覧性をもって示されることが望ましく、処分庁は、本件審査基準等の不利益処分に係る処分基準の項にまとめて基準を示すべく、記載方法を工夫することが望ましい。

（令和４年度答申第４４号（同年度諮問第４２号））

（７）審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（１件）

【道路法４７条の１４第１項に基づく措置命令に係る審査請求事案】

審査庁は、諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員意見書では、本件各処分について「処分庁が、通行経路表により本件車両を無許可車両とみなして本件処分を行ったことに、裁量権の濫用等は認められない。」と認定している。そうすると、無許可車両とは判断せず、それとみなして処分庁が処分したかのように理解されるので、審査庁に照会したところ、「みなして」は「判断して」と同義として解釈しているとのことであった。処分の適法性及び妥当性に関わる記述だけに、審理員は、まぎれの生じないよう正確に表記するべきであったし、審査庁は、諮問に当たって、諮問に係る審査庁の判断として正確に表記しておくべきであった。

（令和４年度答申第６０号（同年度諮問第５５号））

（８）その他個別行政法の運用に関するもの（２件）

①【道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に係る審査請求事案】

本件損傷に係る復旧工事は、令和２年７月１０日に施行されているが、「道路の復旧工事等は、道路管理上の理由により当公社で実施することといたします。」、「原因者であるあなたが必要な費用を負担しなければなりませんので、あらかじめ通知します。」、「３．」として、損傷物件及び数量がカーブ誘導板１式等である

こと、「５．復旧費用（概算）７８，８８５円」等と記載した原因者工事等施行通知書が審査請求人に送付されたのは、工事施行から約８か月半後の令和３年３月２６日付けである。工事施行前に費用を負担すべき者に対して説明することまでは法令上求められてはいないとはいえ、同通知書は、審査請求人にとって復旧工事の内容等を工事施行前に知ることができる有用なものであり、本来、工事施行前に送付すべきであったというべきである。今後、処分庁における改善が望まれる。

（令和４年度答申第２２号（同年度諮問第１３号））

②【鉱業権取消処分に係る審査請求事案】

鉱業法１２６条に基づく意見聴取に際しては、審査請求人等に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならないこととされている（同法１２９条）。本件では、聴聞の通知（行政手続法１５条）のように審査請求人に対して事前にその旨通知はされていないようにうかがわれたので、当審査会が照会したところ、審査庁は、口頭での説明以外に文書による事前通知は行っておらず、その理由としては、鉱業法１２９条は、行政手続法１５条の聴聞通知の方式とは異なり、事前通知を行うための条文ではないと認識しているためであるとしている。確かに鉱業法１２９条は審査庁に証拠提示等の機会の付与を義務付ける規定であって、それを審査請求人等に事前に通知する規定ではないし、意見聴取を事前に通知する規定である同法１２７条１項は、通知すべき事項として意見聴取の期日及び場所を掲げる。しかし、同項は、それら以外の事項を通知することを禁ずるものとは解されず、むしろ、審査請求人が防御の機会を失うことなく、証拠の提示等の機会を活用することができるようにする観点からは、意見聴取の期日等の事前通知と同じく、同法で規定されている証拠提示や意見陳述の機会の付与についても、事前に審査請求人等に通知することが望ましい。同法１２６条に基づく意見聴取は、行政不服審査法３１条の口頭意見陳述に代えて義務づけられているものだけに（鉱業法１２７条３項）、より丁寧な取扱いが望まれる。

（令和４年度答申第４４号（同年度諮問第４２号））